

高梁川下流地域森林計画書

(高梁川下流森林計画区)

計画期間
自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

岡 山 県

目 次

I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況	
(1)位置及び行政区域 -----	1
(2)自然的条件 -----	1
(3)社会、経済的条件 -----	2
(4)森林・林業の特質 -----	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1)森林整備の在り方 -----	7
(2)計画推進の基本方針 -----	8
(3)目標設定の考え方 -----	8

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)森林の整備及び保全の目標 -----	10
(2)森林の整備及び保全の基本方針 -----	11
(3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	12
2 その他必要な事項 -----	12
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	
(1)立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 -----	13
(2)立木の標準伐期齢に関する指針 -----	14
(3)その他必要な事項 -----	14
2 造林に関する事項	
(1)人工造林に関する指針 -----	15
(2)天然更新に関する指針 -----	16
(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 -----	17
(4)その他必要な事項 -----	17
3 間伐及び保育に関する事項	
(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	18
(2)保育の標準的な方法に関する指針 -----	18
(3)その他必要な事項 -----	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法 に関する指針 -----	20
(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	21
(3)その他必要な事項 -----	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	23
(2)効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム の基本的な考え方 -----	23
(3)路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進 区域）の基本的な考え方 -----	26
(4)路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	26

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	-----	2 6
(6) その他必要な事項	-----	2 6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項		
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	-----	2 7
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	-----	2 7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	2 7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----	2 7
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	-----	2 8
(6) その他必要な事項	-----	2 9
第4 森林の保全に関する事項		
1 森林の土地の保全に関する事項		
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	-----	3 0
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	-----	3 0
(3) 土地の形質及びの変更に当たって留意すべき事項	-----	3 0
(4) その他必要な事項	-----	3 0
2 保安施設に関する事項		
(1) 保安林の整備に関する方針	-----	4 0
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	-----	4 0
(3) 治山事業の実施に関する方針	-----	4 0
(4) 特定保安林の整備に関する事項	-----	4 1
(5) その他必要な事項	-----	4 1
3 鳥獣害の防止に関する事項		
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	4 2
(2) その他必要な事項	-----	4 2
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項		
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	4 3
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	-----	4 3
(3) 林野火災の予防の方針	-----	4 3
(4) その他必要な事項	-----	4 3
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
(1) 保健機能森林の区域の基準	-----	4 4
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	4 4
第6 計画量等		
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	4 5
2 間伐面積	-----	4 5
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	4 5
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	4 6
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画		
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	5 2
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	-----	5 7
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	5 8
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	-----	6 2

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

ア 伐採種を指定しないもの	-----	6 3
イ 伐採種を択伐とするもの	-----	8 2
ウ 伐採種を禁伐とするもの	-----	1 0 2
2 その他必要な事項	-----	1 0 6

Ⅲ 付 属 資 料

・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」	-----	1 0 7
・森林生態系多様性基礎調査の調査結果による鳥獣害防止森林区域候補地	-----	1 1 1
・森林簿（省略）		
・森林計画図（省略）		

担当者の職氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職・氏名

林政課長	大倉隆之
副課長	見戸隆之
総括参事（森林企画班長）	旦良則
副参事	末永達也
主幹	若林彰
〃	井上真吾
〃	片桐智之

2 計画樹立に従事した期間

自	令和2年 4月 1日
至	令和2年12月25日

高梁川下流森林計画区位置図



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

高梁川下流森林計画区（以下「計画区」という）は、全国森林計画において高梁・吉井川広域流域（岡山県全域と広島県の一部）に属し、広島県と接する県西部に位置し、一級河川高梁川流域の7市3町で構成された総面積246,452haの区域で、県土面積の約35%を占めている。

○包括されている行政区域は次のとおり。

北部地域	新見市（旧新見市、旧大佐町、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町）
中部地域	高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町、旧備中町）
南部地域	倉敷市（旧倉敷市、旧船穂町、旧真備町）、笠岡市 井原市（旧井原市、旧美星町、旧芳井町） 総社市（旧総社市、旧山手村、旧清音村） 都窪郡（早島町）、浅口市（旧金光町、旧鴨方町、旧寄島町） 浅口郡（里庄町）、小田郡（矢掛町）

(2) 自然的条件

ア 地形

高梁川は計画区のほぼ中央部を流れ、源は新見市花見の花見山を發し、延長約111km、流域面積は1,980km²となっており、西川、小坂部川など93の支派川が合流しながら、高梁市、総社市、倉敷市から瀬戸内海に注いでいる。

計画区の北部地域には、花見山の1,188m、剣森山1,034m、雄山1,153m、雌山1,067m、天銀山980m、二子山1,075m等中国山地を形成する1,000m級前後の山が並び、その麓には石灰岩質のカルスト台地（標高400～600m）が広がり、谷部にわずかな平地がある。

中南部地域には、天神山777m、弥高山654m、秋葉山591m、大平山698m等500～600m級の山々が連なった吉備高原山地から、南に下って瀬戸内沿岸の平野部に至るまでの、なだらかな傾斜の地形が続いている。

イ 気象

計画区の北部地域は、年平均気温10℃～12℃、年降水量1,300～1,800mm程度、積雪量も多く日本海型気候である。中部地域から南部地域は降水量が少なく、晴れの日が多く比較的温暖な瀬戸内海型気候で年平均気温14℃～16℃、年降水量は1,000～1,300mm程度である。

ウ 地質

計画区は、中生代後期から新生代初期火山岩類の安山岩、流紋岩、花崗岩の概ね3種類の岩石によって占められている。石灰岩は新見市南部、高梁市東部にみられ、かんらん岩、蛇紋岩、黒色片岩も広く分布している。また、笠岡市北部、井原市には泥岩、砂岩等非石灰岩類がみられる。

エ 土 壤

計画区の北部地域は、褐色森林土が大部分を占めるほか、黒色土がモザイク状に分布している。山頂から尾根、山腹上部にかけて乾性褐色森林土が分布し、適潤性褐色森林土は斜面中部から下部及び谷筋にかけて出現する。

中部地域は乾性褐色森林土の出現率が高くなり、適潤性褐色森林土は谷筋や斜面下部の一部に限られ、乾性赤色系褐色森林土、乾性褐色森林土が分布している。

南部地域は、深層風化を受けた花崗岩、流紋岩を中心に未熟土群、赤色系褐色森林土、乾性褐色森林土が分布している。

(3) 社会、経済的条件

計画区の交通網は、J R 伯備線、国道 1 8 0 号が南北に走り、北部地域には J R 姫新線・芸備線、中国自動車道、国道 1 8 2 号、中部地域には、国道 3 1 3 号、南部地域には、J R 山陽本線、山陽自動車道、国道 2 号が東西に、瀬戸中央道が南北に走り交通の動脈を形成している。

また、国道 4 2 9 号・4 3 0 号が動脈を補完し、これらに県道、市町道が連結し機能している。

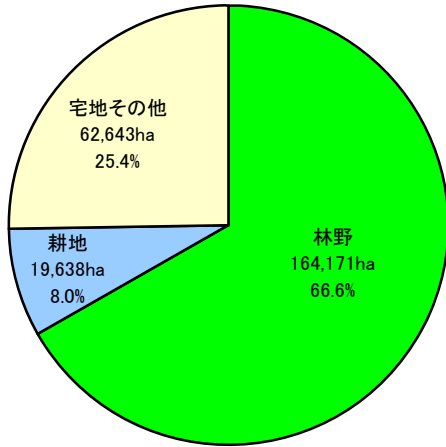
山村振興法に基づく「振興山村」については、5 市町（井原市、総社市、高梁市、新見市、矢掛町）の一部地域が指定されている。

また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」については、井原市、高梁市、新見市、矢掛町の 3 市 1 町が全域指定されており、浅口市では旧寄島町が指定されている。

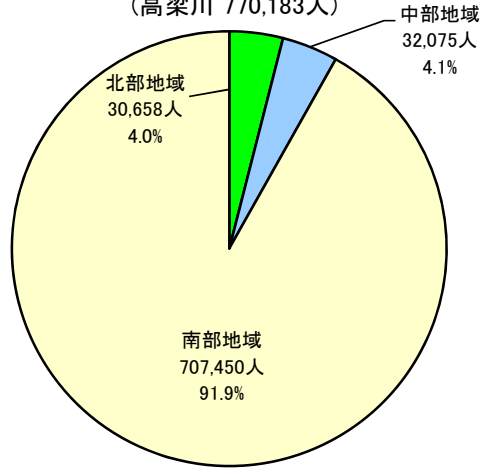
土地利用等の状況は次のとおりである。

土地利用等の状況

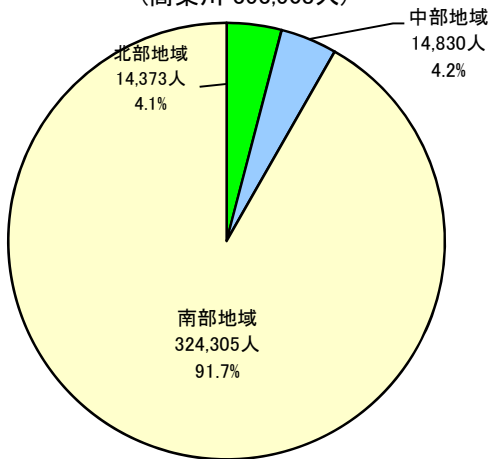
ア 土地利用(県計 711,433ha)
(高梁川 246,452ha)



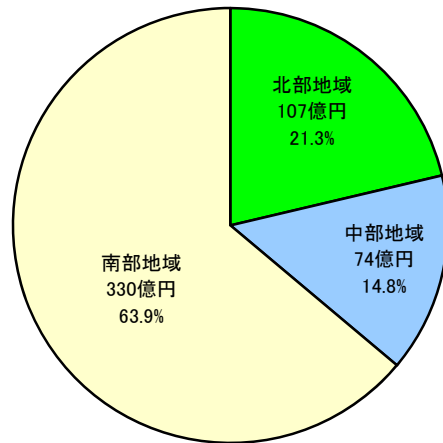
イ 人口(県計 1,921,525人:H27)
(高梁川 770,183人)



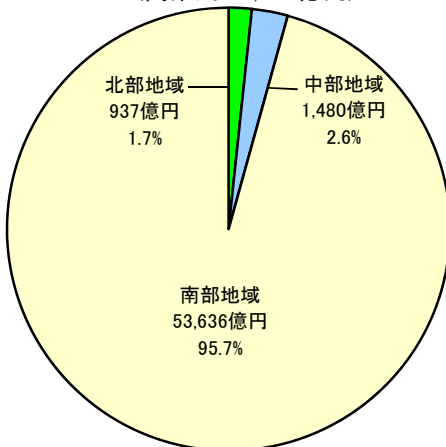
ウ 就業者(県計 900,871人:H27)
(高梁川 353,508人)



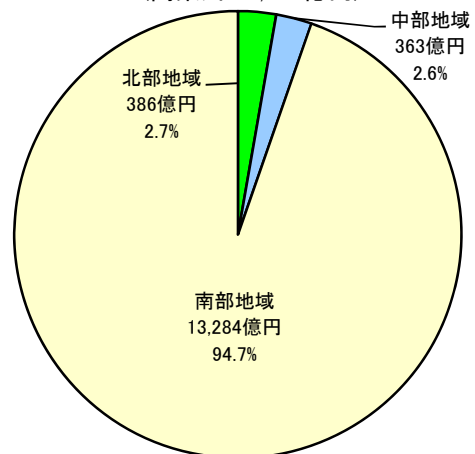
エ 農業産出額(県計 1,299億円)
(高梁川 500億円)



オ 工業製品出荷額(県計 83,542億円)
(高梁川 56,053億円)



カ 商品販売額(県計 45,796億円)
(高梁川 14,033億円)



(4) 森林・林業の特質

ア 森林の状況

計画区の森林面積は、計画区総面積の67%にあたる164千haで、県下森林面積の34%を占めている。このうち国有林は10千haで6%、民有林が154千haで94%を占めている。

民有林の資源内容をみると、人工林が46千ha、天然林が102千haとなっており、人工林率は30%と県平均の38%より低い。

地域別にみると、北部地域はスギ、ヒノキ等の人工林率54%と県平均の38%に比べて高くなっており、人工林の齢級構成では45年生を超える林分が67%を占め、まさに利用期を迎えている。

中部地域は、人工林率が22%と県平均よりも低く、天然アカマツ林及び天然広葉樹林が大部分を占めている。当地域のアカマツ林は備中マツとして評価が高い。

南部地域は、気象、土壌条件から天然アカマツ林が大部分を占め、人工林率は10%とかなり低い。当地域は、倉敷市等の人口集中地であり、山地災害防止機能、生活環境保全機能等の公益的機能の高度発揮が求められる地域である。

イ 森林の保健・文化・教育的利用の状況

備作山地県立自然公園（新見市）、高梁川上流県立自然公園（新見市南部、高梁市）瀬戸内海国立公園、吉備史跡県立自然公園等が指定されており、保健・休養の場として親しまれている。

ウ 林産業の状況

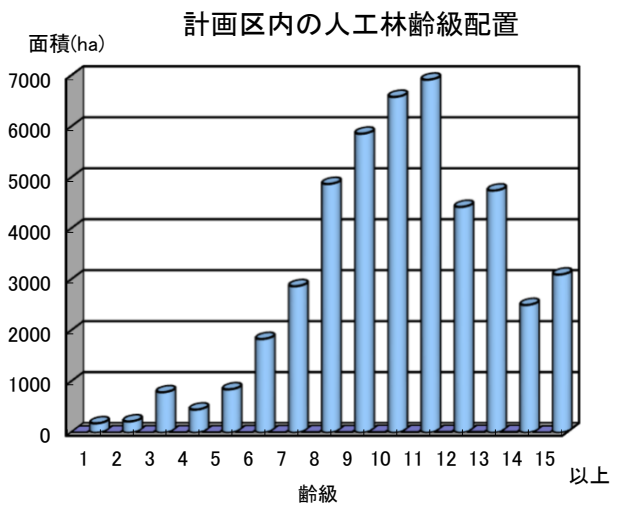
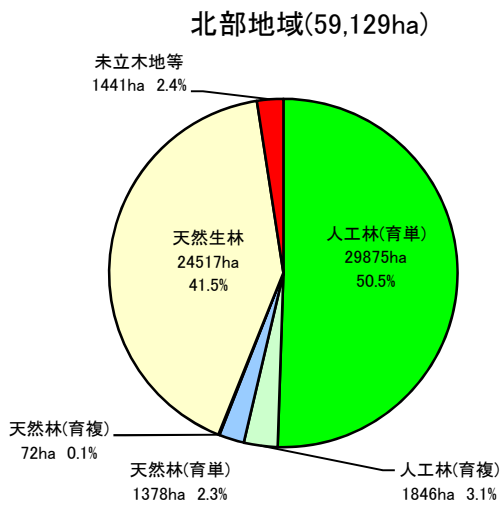
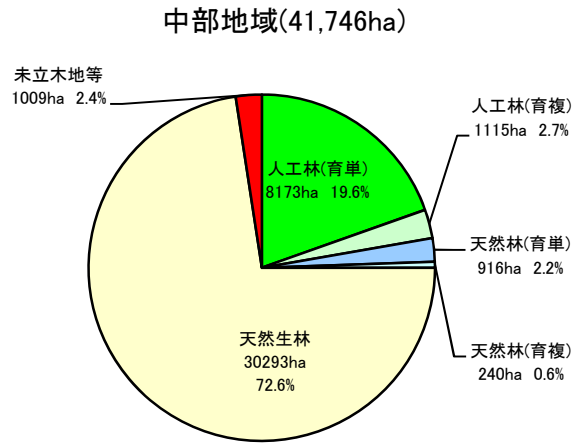
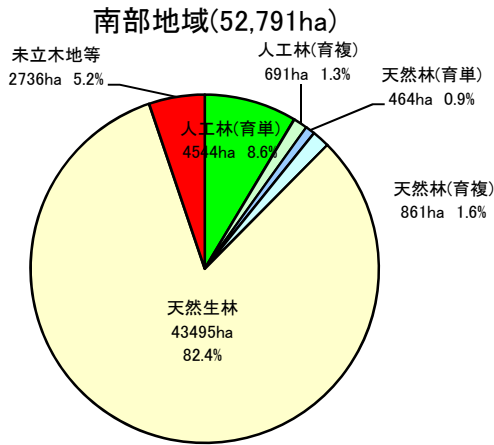
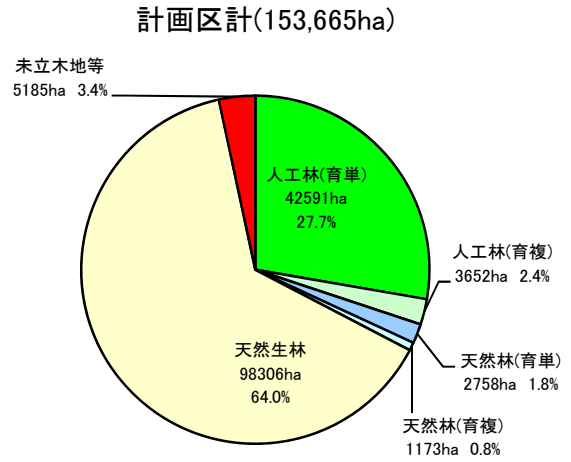
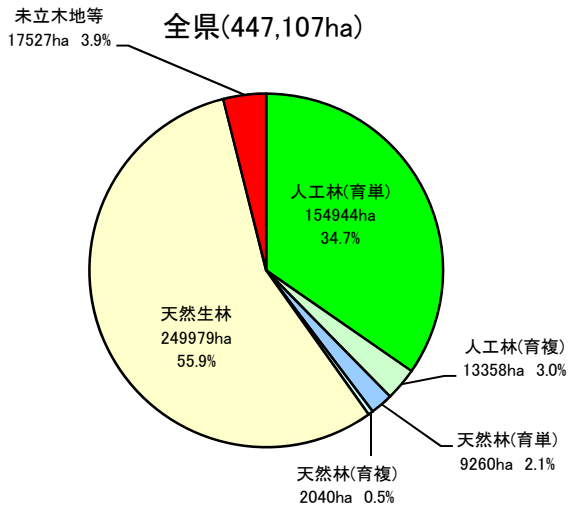
計画区内には原木市場が2市場あり、令和元年度で年間約124千m³の原木を取り扱っている。製材工場は30工場であるが、小規模な工場が多く、また、南部地域では外材主体の工場が立地している。

また、北部地域では、令和2年度から木質バイオマス発電所が稼働し、未利用材の活用が始まっている。

エ 特用林産物の生産状況

特用林産物の主要な作目のうち、乾シイタケは4t（県全体の28%）、生シイタケ136t（13%）、マツタケ0.9t（82%）、タケノコ182t（100%）となっている。

森林資源構成状況



2 前計画の実行結果の概要及びその評価

区 分		計 画	実 行	実行率(%)
伐採材積	主 伐 (千m3)	4 7 8	1 2 4	2 6
	間 伐 (千m3)	8 5 7	3 5 4	4 1
間伐面積 (ha)		1 1 , 0 9 5	5 , 4 1 3	4 9
人工造林 (ha)		1 , 0 6 5	2 1 1	2 0
天然更新 (ha)		6 7 9	3 8 3	5 6
林道	開 設 (m)	4 , 3 7 6	7 2 3	1 7
	拡張 (箇所)	3 5	1 5	4 3
保安林指定	水源かん養 (ha)	2 9 4	1 8 6	6 3
	災害防備 (ha)	2 5 3	1 2 7	5 0
	保健、風致 (ha)	6 5	0	0
治山事業 (箇所)		1 4 3	4 1	2 9
要整備森林	人工造林 (ha)	1 3	1 3	1 0 0
	間 伐 (ha)	1 5 5	1 3 5	8 7

- ・主伐による伐採材積は、造林及び保育費用が負担となることやしいたけ栽培用原木の需要低下等の影響を受けた。また、間伐の伐採材積及び面積は、平成30年7月等の豪雨災害などの影響を受けて、実行率が低迷した。木材の安定供給に資するために、計画的な実行が必要である。
- ・人工造林は、長期に渡る木材価格低迷により造林及び保育費用の負担が増している影響もあり、減少している。人工林の齢級構成の平準化に向けて、再造林を推進する必要がある。
- ・林道等の開設又は拡張については、林道の災害復旧が優先されたこと、作業道を主体とした路網整備が進められていることにより開設量が低くなった。
- ・治山事業については、豪雨災害の復旧が優先されたことで、計画の3割程度の実行率となった。
- ・保安林の指定については、実行率が低迷しており、改めて森林所有者へ制度周知を図り、促進していく必要がある。
- ・特定保安林内における要整備森林の解消については、概ね計画どおり施業実施ができた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深くかかわりをもっている。

また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、山村地域の過疎化・高齢化の進行や木材価格の低迷などにより、次第に停滞し、間伐などの手入れ不足による公益的機能の低下が危惧されている。

一方、価値観や生活様式の多様化に伴い、県民は、心の豊かさを求めて自然とのふれあいを重視するとともに、地球環境問題へも大きな関心を寄せている。

県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町村等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

こうした考え方に沿って地域森林計画における森林整備の在り方、計画推進の基本方針、目標設定の考え方を次のとおりとする。

(1) 森林整備の在り方

戦後、荒廃した林地の復旧や経済発展に伴う木材需要の増大への対応を図るため推進されてきた人工林の造成はほぼ達成され流域内における森林資源の整備は、造成の段階から森林を健全な状態に維持し、循環させるための質的充実を図るべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な年齢構成へと誘導することが必要となっている。

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のための人為の程度、森林の階層構造及び経済性に着目して、次のとおり区分することにより、一層の整備を推進していく。

① 育成単層林、育成複層林

(育成単層林：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

(育成複層林：森林を構成する林木を部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

- ・ 自然条件がよく林業経営に適した森林においては、集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・ 環境に配慮した小面積皆伐や再造林等による若返り化を進め、人工林の年齢構成の平準化を図る。
- ・ 生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・ 少花粉スギ等の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。

- ・ 育成単層林としての適切な生育が見込めないところや、奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

②天然生林

(主として天然力を活用することにより成立・維持され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林)

- ・ 自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・ 森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・ 台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

(2) 計画推進の基本方針

ア 生産活動を通じた林業の成長産業化

森林経営管理制度の推進により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、花粉の飛散低減など環境に配慮した林業生産活動を持続的に展開する。

また、県産製材品の品質向上と販路拡大を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさとゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさとゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫獣害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

(3) 目標設定の考え方

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、育成単層林等における林業のサイクルの循環、伐期の多様化、長期化など森林資源の推移を十分に考慮し、国有林との間で緊密な連絡調整を図りつつ全国森林計画に即して、森林整備の目標、立木竹の伐採、造林、間伐・保育、林道の開設等に関する事項を示した。

なお、市町村森林整備計画の策定等に当たっては、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮した上で、この計画に適合して、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮すること。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		153,665.29	森林法第5条第2項第1号の森林
市 町 村 別 内 訳	倉敷市	9,644.26	
	旧倉敷市	7,672.71	
	旧船穂町	106.68	
	旧真備町	1,864.87	
	笠岡市	5,041.47	
	井原市	15,823.18	
	旧井原市	4,791.59	
	旧美星町	4,729.25	
	旧芳井町	6,302.34	
	総社市	13,274.17	
	旧総社市	12,356.73	
	旧山手村	499.78	
	旧清音村	417.66	
	高梁市	41,744.95	
	旧高梁市	17,088.60	
	旧有漢町	3,227.24	
	旧成羽町	6,580.07	
	旧川上町	7,079.98	
	旧備中町	7,769.06	
	新見市	59,128.64	
	旧新見市	26,445.97	
	旧大佐町	8,708.89	
	旧神郷町	9,906.11	
	旧哲多町	8,331.25	
	旧哲西町	5,736.42	
	浅口市	2,833.26	
	旧金光町	771.23	
	旧鴨方町	1,799.84	
	旧寄島町	262.19	
	早島町	74.64	
	里庄町	383.43	
	矢掛町	5,717.29	
	再掲	備中県民局(地域事務所を除く)	22,993.07
	備中県民局(井笠地域)	29,798.63	
	備中県民局(高梁地域)	41,744.95	
	備中県民局(新見地域)	59,128.64	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施策が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とする。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

機 能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの望ましい森林資源の姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めることとする。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能／土壤保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能が発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態 単位 面積:ha、蓄積:m³/ha

区 分		現 況 (令和2年度)	計画期末 (令和12年度)
面 積	育 成 単 層 林	45,351	43,174
	育 成 複 層 林	4,825	7,002
	天 然 生 林	98,306	98,306
森 林 蓄 積 (m ³ / h a)		153	168

(注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林である。

2 育成複層林とは、森林を構成する林木が部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林である。

3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより維持・成立され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林である。

4 本計画の対象森林には、上記3種類の森林以外に、原野・未立木地・竹林等を含む。

2 その他必要な事項

な し

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、本計画書第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を勘案して、伐採に関する事項を定めること。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によること。

また、主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図ること。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率とすること。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の①～⑤に留意すること。

① 保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

② また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。

加えて、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進すること。

③ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の

樹高程度の幅を確保すること。

④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うこと。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

⑤ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めること。この場合、施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めること。

また、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものとして市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことを明記すること。

単位：年

区 分	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ヌ ギ	そ の 他 広 葉 樹
高梁川下流 森林計画区	40	45	35	40	15	20

(3) その他必要な事項

な し

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗木による造林の一貫作業システムの導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して定めることとし、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ・ヒノキ苗木、コンテナ苗の増加に努めること。また、必要に応じて品種に関する指針を定めること。

この場合、人工造林すべき樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需給動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めること。また、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載するよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表の本数を基礎とし、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して仕立ての方法別に定めること。

また、その他の樹種についても、必要に応じて地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を判断すべき旨を記載すること。

樹 種	仕 立 方 法	植 栽 本 数 (本/ha)
ス ギ ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4,500
	中 仕 立 て	3,300
	疎 仕 立 て	3,000
マ ツ	中 仕 立 て	5,000
ク ヌ ギ	中 仕 立 て	3,000

①地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

②植付けの方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

人工造林を行うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として定めること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林であつて、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めること。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種について定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては区分して、岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種について、期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新、ぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間について岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然力による更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定すること。

(4) その他必要な事項

なし

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の立木伐採材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐・保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。また、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材生産	14	17	21	25	【選木方法】 1, 2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	17	21	26	31	
	大径材生産	19	26	35	—	
ヒノキ	小径材生産	17	22	27	32	
	一般材生産	21	26	31	37	
	大径材生産	21	28	37	—	

注) 上表はスギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とする。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△											時期6月～8月、必要に応じて年2回実施
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△									
つる切り	スギ								←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→	←	△	→			
除伐	スギ									←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→		

注) ①印 通常予想される実行標準 ○内の数字は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

市町内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

- (3) その他必要な事項
な し

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定する。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めること。

なお、公益的機能別施業森林以外の木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定すること。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森

林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 森林施業の方法に関する指針

施業の方法に関しては、第2の1の(2)に示す森林整備及び保全の基本方針及び次の事項を指針として定めること。

伐採の方法を定める必要のある森林	森林施業の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐期の間隔の拡大 ・皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小
<ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業とし、それ以外は複層林施業とする。 ・適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能。ただし長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定でき

るように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。

(3) その他必要な事項

な し

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しながら、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。また、林道と林業専用道を併せたものを基幹路網、森林作業道を細部路網と定める。

なお、林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

また、基幹路網の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	4 6 7	5 4 0
うち林業専用道	1	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方は、次の表を目安として林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m / h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0 ~ 15°)	車 両 系	1 0 0 ~ 2 5 0	3 5 ~ 5 0
中傾斜地 (15 ~ 30°)	車 両 系	7 5 ~ 2 0 0	2 5 ~ 4 0
	架 線 系	2 5 ~ 7 5	
急傾斜地 (30 ~ 35°)	車 両 系	6 0 ~ 1 5 0	1 5 ~ 2 5
	架 線 系	1 5 ~ 5 0	
急峻地 (35° ~)	架 線 系	5 ~ 1 5	5 ~ 1 5

イ 伐出作業における集材型に応じた高性能林業機械作業システムの基本的な考え方は、次の表を目安とする。

(ア) 今後開発が進められる、伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システムの目標

① 作業地分散型

森林の多様な機能の持続的な発揮を目指し、間伐等非皆伐作業及び小面積の皆伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位 m^3 /人・日)

集材型 (集材 距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム					
	緩 傾 斜 地			急 傾 斜 地		
近距離 集材型 -100m	(伐倒・搬出) フェラースキッター	(造材) プロセッサ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェラー	(搬出) クランプ付 クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性:10.2	〔全木集材〕		生産性: 6.2
短距離 集材型 -200m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(搬出) フォワード		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェラー	(搬出) 小型クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性: 9.2	〔全木集材〕		生産性: 5.1
中距離 集材型 -400m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) クランプ	(搬出) フォワード	(伐倒) 急傾斜地用 小型フェラー	(搬出) 中型クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性: 7.3	〔全木集材〕		生産性: 5.0

② 作業地集中型

地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図り、効率的な林業経営を推進するため、皆伐作業、ある程度面積的にまとまりのある間伐作業及び択伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位 m^3 /人・日)

集材型 (集材 距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム							
	緩 傾 斜 地				急 傾 斜 地			
短距離 集材型 -200m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) クランプ	(搬出) 無人フォワード		(伐倒) 急傾斜地用 フェラーハンチ	(造材) プロセッサ	(搬出) フォワード	(積載) クランプ
	〔短幹集材〕			生産性:10.5	〔全木集材〕		生産性: 8.1	
中距離 集材型 -400m	(伐倒) フェラーハンチ	(搬出) スキッター	(造材) プロセッサ	(積載) クランプ (装輪)	(伐倒) 急傾斜地用 フェラーハンチ	(搬出) 中型クレーン	(造材) プロセッサ	(積載) クランプ
	〔全木集材〕			生産性: 9.0	〔全木集材〕		生産性: 6.2	

長距離集材型	(伐倒) (搬出) (造材) (積載) フェラーテリマ スキッタ グラップル (ホイール型)	(伐倒・造材) (搬出) (積載) 急傾斜地用 分岐式モルレル ハーベスト
400m-	[全幹集材] 生産性: 8.7	[短幹集材] 生産性: 6.1

(イ) 既存及び今後改良が進められる伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システムの目標

現在最も普及している林業機械による伐出林業機械作業システムを基本とし、今後これらの林業機械の性能の向上及び小型軽量化等一層の改良を図りつつ、地域の条件、事業者の経営条件等に応じて採用すべきシステム

(生産性 単位㎡/人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存的林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム			
		緩 傾 斜 地		急 傾 斜 地	
作業地分散型	近距離集材型 -100m	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー リモコンウインチ [短幹集材] 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーン (簡易式) [短幹集材] 生産性:4.6		
	短距離集材型 -200m	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (クローラ型) [短幹集材] 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーン [短幹集材] 生産性:3.5		
	中距離集材型 -400m	(伐倒) (木寄せ) (搬出) チェーンソー ウィンチ付 フォワーダ 林内作業車等 [短幹集材] 生産性:3.8	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 自走式搬器 チェーンソー [全木・全幹集材] 生産性:2.8		

(生産性 単位㎡/人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存的林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム			
		緩 傾 斜 地		急 傾 斜 地	
作業地集中型	短距離集材型 -200m	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (ホイール型) [短幹集材] 生産性:5.9	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーン [短幹集材] 生産性:4.3		
	中距離集材型 -400m	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー スキッタ プロセッサ (クローラ型) [全木・全幹集材] 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 中型クレーン プロセッサ [全木・全幹集材] 生産性:4.1		
	長距離集材型 400m-	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー スキッタ グラップル (ホイール型) [全木・全幹集材] 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー 大型クレーン グラップル [全木・全幹集材] 生産性:3.5		

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
路網整備等推進区域については、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとし、その区域の設定について幹線となる林道・林業専用道の利用区域を考慮しつつ次のとおり定める。

地形・地質	傾斜が急峻な箇所以外 脆弱な地質又は土壌の箇所以外
森林の機能別調査	森林の機能別調査の「木材生産機能」が「L」以外の箇所

注：林班毎に判断すること。

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程、林業専用道作設指針、岡山県林業専用道作設指針及び岡山県森林作業道作設指針に則り開設する。

- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

- (6) その他必要な事項

開設等の実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 切取、盛土は必要最小限度に留めるよう路線を決定する。

イ 切取、盛土の法面安定を図るよう法面保護工、土留工等の土砂流出防止施設を設置する。

なお、土捨場を必要とする場合は、特に周囲の環境、位置、土砂の流出防止に留意する。

ウ 雨水等による路面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等の排水施設を適切な箇所に設置する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、森林組合等の林業事業者における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制を整備するとともに、機械作業に必要な基幹路網等の施設の整備に努める。

イ 機械作業システムの目標

森林の多様な機能の継続的な発揮を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、これまでの伐出作業システムに加え、間伐、択伐等の非皆伐作業に対応し、傾斜や搬出距離等の作業条件にもきめ細かく対応する伐出作業システムの普及が必要となる。

このため、第3の5の(2)に示す考え方及びこれまでの高性能林業機械作業システムの現場における作業条件への適用状態を踏まえつつ、第3の5の(2)に示す伐出用高性能林業機械を組み入れた高性能林業機械システムの普及を推進する。

また、環境負荷低減の観点から、土壌の攪乱、締固め及び残存木への被害を最小限に抑えることに配慮する。

伐出作業における高性能林業機械作業システムの目標の考え方は次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスト チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスト チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤータ タローヤータ		
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500		スイングヤータ タローヤータ		
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タローヤータ	プロセッサ	トラック

注：地域において、今後の路網整備や資本装備の方向を決めるに当たっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。

「グラップル」にはロングリーチ・グラップルを含む。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

当計画区の原木市場は北部地域の2市場で、令和元年の取扱量は124千m³となっており、北部地域を中心にヒノキを主体とした木材産地地域を形成している。今後も、安定的な素材生産が行えるよう、高性能林業機械の導入や路網の整備等を図るとともに低コスト化に努めていく必要がある。

また、素材生産業者・流通業者及び民有林・国有林が一体となって計画的な木材生産等によって生産ロットの拡大を図る。

(2市場のうち1市場は平成27年4月開設)

イ 木材加工の合理化

当計画区内の製材工場は、一部の外材専門工場を除き小規模零細な工場が多く、原木

市場で取り扱われる国産材の1割程度しか製材されておらず、他流域に素材が流出している状況にある。今後は間伐材等を含めた地域材の出材が増加することが見込まれることから、体質強化に努め、一層加工技術を高めるとともに、乾燥材・JAS製品の生産を促進し品質の向上を図る。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図るため、地域の関係者の合意形成に努める。

(6) その他必要な事項

都市住民を中心としたUJIターン者等の定住の促進を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備に努める。

また、地域住民や森林ボランティアグループ等の多様な主体による森林資源の利活用等を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

次頁参照

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努める。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

なし

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 数		99,630.11		
倉 敷 市	(計)	7,180.01		
旧倉敷市	1～4、5 (イ,ロ,ホ)、7 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、8 (ロ,ハ,ニ)、9、10、11 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、15 (イ,ロ,ハ)、16 (ニ)、18～20、21 (イ,ニ)、22 (ニ,ホ)、24 (ヘ,ト)、25 (イ,ニ)、26～28、29 (ヘ,ト,チ,リ,又)、30 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、31 (イ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、32 (イ,ロ,ハ,ニ,チ,リ)、33 (イ,ロ,ハ)、34 (イ,ロ)、35 (ロ,ハ,ニ)、36～42、43 (イ,ロ,ハ)、44 (ハ)、45 (ロ,ハ)、46 (ロ,ハ,ニ,ホ)、47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、48、49 (ロ)、50 (イ,ロ,ハ)、51 (ト,チ)、52 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、53、54 (イ,ホ,ヘ)、55、56 (イ,ロ,ハ,ニ)、57 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、59 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、60、62 (イ,ホ,ヘ)、64 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、66、67、68 (イ,ロ,ハ,ニ)、69、70 (ロ,ハ,ニ)、71、72 (イ)、73、74 (イ,ロ,ハ,ホ)、75 (ハ,ニ,ホ)、76、78、79 (イ,ロ,ニ,ホ)、80 (イ)、82、83 (ロ,ニ)、84 (イ,ニ)、85 (イ,ハ)、86 (イ,ロ)、87 (イ,ハ)、88 (ニ,ホ)、89、90 (イ,ハ,ニ)、91、92、93 (イ,ロ,ホ)、94 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、95、96 (ロ,ハ)、97 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、98 (イ,ロ,ハ,ニ)、99 (ハ,ニ,ホ)、100 (イ,ロ,ハ)、102 (ニ,ホ)、103、104 (イ)、107～113、114 (ニ,ヘ)、115、116 (イ,ロ,ハ)、117、118 (イ,ロ)、119 (ハ)、120 (ニ)、122 (イ)、125、127 (ニ)、128 (イ,ロ)、129 (ハ)、131 (イ)、132 (ロ,ハ,ニ,ホ)、134～142、143 (ハ,ニ)、144 (ロ,ハ)、145 (イ,ロ,ハ)、146～151、152 (イ,ロ,ハ)、153～161、163	5,481.53	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令に よって許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 魚つき
旧船穂町	1 (イ)、2、3 (イ,ニ)	66.70		土砂流出防備
旧真備町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、2～11、12 (ロ,ハ,ニ)、13～16、17 (イ,ロ,ハ,ニ)、18 (ハ,ヘ,ト)、20～24、25 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、26 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、27、28、29 (イ,ロ,ハ,ニ)、31 (ロ,ハ)	1,631.78		かん 水源涵養 土砂流出防備

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
笠岡市	1 (イ,ロ)、2 (ホ,ヘ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、4、6 (ニ)、8 (ロ,ハ)、9 (イ,ロ,ヘ,ト,チ,リ)、10 (イ,ロ,ハ)、11 (イ,ロ,ニ)、12 (イ,ロ)、13 (ハ,ニ)、14、15、16 (ロ)、17、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、19 (イ,ハ,ニ,ヘ)、20 (ヌ)、21 (ロ,ホ,ヘ)、22 (イ,ロ,ハ,ホ)、23 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、24 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、25 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、26 (イ,ロ)、27 (ロ,ト)、28 (ニ,ホ)、29 (ハ,ニ)、30 (ロ,ト)、31 (ロ,ハ,ニ)、32 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ,リ)、33、34 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、35~38、39 (イ)、40 (ハ,ホ,ヘ,ト)、41 (イ,ロ,ハ,ニ)、43 (ハ,ニ)、44 (ハ)、46 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト)、47 (イ,ロ,ニ,ホ)、48、49 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、50 (ロ,ハ,ニ,ホ)、51 (ロ,ハ,ニ,ト)、52 (イ,ロ,ニ,ホ)、53 (イ,ロ,ハ,ニ)、54~56、57 (ロ,ハ,ニ,ホ)、58 (ロ,ホ,ヘ,チ)、59、60、61 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト,チ)、62 (ハ,ニ,ヘ)、63 (ニ,ホ,ト,チ,リ)、64、65、66 (イ,ロ)、67 (イ,ロ,ハ,ニ)、68、69 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ)、72 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、73 (イ,ロ,ハ,ニ)、74 (ハ,ホ,ヘ,ト)、76~79、80 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、81~84、88 (ハ,ニ)、89 (イ,ロ,ハ)、90 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ)、91~93	3,444.39	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 魚つき
井 原 市	(計)	9,958.55		
旧井原市	1、2 (イ,ハ,ニ,ホ)、3、4 (イ,ロ,ハ,ニ)、6 (ハ,ニ,ホ)、7、8、9 (ロ,ハ)、10 (ロ,ハ)、11 (ロ,ハ)、12、13 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14~18、19 (イ,ロ,ハ,ニ)、20 (ロ,ハ)、21~26、27 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、28、29、30 (イ,ハ,ニ)、31~41、42 (イ,ロ,ニ)、43~52、53 (イ,ロ)、55 (ロ)、56 (イ,ロ,ホ,ヘ)、58 (ロ,ハ,ヘ)、59、61、63 (ハ,ニ)、65 (イ,ロ,ハ,ニ)、68、69、70 (イ,ロ,ハ,ニ)、71~74、75 (ニ)、76、77 (イ,ロ,ハ)、78、83、84、85 (ロ,ホ)、86 (イ,ロ)、87 (イ,ロ)、88 (イ,ホ,ヘ)、89~91、92 (ロ,ハ,ニ,ホ)、93	3,840.19		かん 水源涵養 土砂流出防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧美星町	1~5、7 (イ)、8 (ニ,ホ,ヘ)、9 (イ,ロ)、10 (ロ,ハ)、11、12、13 (イ,ロ,ホ,ヘ)、14、15 (ハ,ニ)、16 (ハ,ニ,ヘ)、17 (ヘ,チ)、18 (ロ,ハ,ニ)、19 (イ,ロ)、20 (ハ)、22 (ロ,ハ,ニ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、28 (イ)、30 (ニ)、31 (イ,ロ,ト)、32 (イ,ロ)、34 (ニ,ホ,ヘ)、37 (ロ,ハ)、40 (ハ)、41 (イ)、42 (イ)、44 (イ,ロ,ハ,ホ)、45 (イ,ロ)、47 (ニ,ホ)、49 (イ,ロ)、50 (イ,ロ)、51 (イ)、53~55、57~60、61 (ニ)、62 (イ,ロ,ニ)、65 (イ)、68 (イ)、69、70 (イ)、71 (ニ,ホ)、72、73 (ロ,ハ)、74 (イ,ロ,ハ)、75 (ハ)、77 (ハ,ニ,ホ)、78、79、80 (ロ)、81 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、82	2,463.51	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備
旧芳井町	1 (イ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、5 (ホ)、6 (ヘ,ト)、7、8、9 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、10 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、11、12 (チ,リ)、13、14 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、15 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、16、17、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,リ,ヌ,ル,ヲ)、19 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト,チ,リ)、20 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、21 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、24、26 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、27 (ホ,ヘ,ト)、28、29 (イ,ハ,ニ)、31 (ニ)、32 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,リ,ヌ)、33 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、34 (ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ)、35 (ハ,ホ,ヘ)、36 (ヘ,ト,チ)、37 (ホ,ヘ,ト,チ)、39 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、41 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、42 (ロ,ハ,ニ)、44 (ハ)、45 (イ,ロ,ハ,ニ)、46~50、51 (イ,ハ)、52、53、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、55、56、57 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)、58、61~65、68 (ヌ)、69 (イ,ロ,チ)、72 (ロ,ハ)、73~76、79、80 (ホ,ト,チ)、81 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、84 (ホ,チ)、85、86、87 (ニ,ホ,ヘ,ト)、88 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、89 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、90 (イ,ロ)、92、94 (イ,ニ)、95 (イ,ロ,ハ,ニ,チ)、96~98、101 (イ,ニ)、102 (ヘ)、103 (イ)、106、107 (イ,ロ)、108 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)	3,654.85		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

単位 面積 : ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 社 市	(計)	9,711.51		
旧総社市	1~39、40 (イ,ロ,ハ)、41 (イ,ホ)、42、43 (イ,ロ,ハ)、44 (ハ)、45 (ロ,ハ,ニ)、46~51、52 (イ,ロ,ハ)、53 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、55~59、60 (イ)、63~67、68 (ロ,ハ)、69~72、73 (イ)、74 (ロ,ハ,ニ)、75、76 (イ,ロ)、77 (イ)、78 (ハ,ニ)、79 (ロ,ハ,ニ)、81 (イ,ロ,ハ)、82 (ロ,ハ,ニ)、85、86 (イ,ロ)、87 (ハ)、90~95、96 (イ,ロ)、97 (イ,ロ,ハ)、98、99 (イ,ロ)、100 (ロ,ハ,ニ)、101~103、104 (イ,ロ)、105 (ハ)、106 (ロ,ハ,ニ)、107~115、116 (イ,ロ)、117、118、121 (イ,ロ)、126 (ハ)、131 (ロ)、132 (イ,ロ)、134 (ハ,ニ)、135 (ロ)、136、138 (ロ)、156、158~169、170 (イ)、171~174、178 (ハ,ニ)、179 (ハ,ニ)、180、181 (ハ,ニ)、183、184 (イ,ロ,ハ,ニ)、185 (イ,ロ,ハ,ニ)、187 (ハ,ニ)、188 (イ,ロ,ハ)、190~209	9,114.64	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 落石防止
旧山手村	1 (イ,ロ)、2 (ハ,ニ,ホ)、3、4 (イ,ホ,ヘ)、5~7、8 (ロ,ハ,ニ)、9、10 (ハ)	410.71		かん 水源涵養 土砂流出防備
旧清音村	2 (イ,ロ,ニ)、3 (イ)、8~10	186.16		かん 水源涵養 土砂流出防備
高 梁 市	(計)	23,066.03		
旧高梁市	1~14、16~21、22 (イ,ロ)、27、28 (ニ,ホ)、31 (ハ,ニ)、32~35、37 (ニ)、38、39、40 (イ,ハ)、41~54、56~68、69 (ハ)、70、71、73 (ロ,ニ)、74、75 (ロ,ハ)、77~82、84~89、95~99、101、102、105、108 (イ,ロ,ハ,ヌ)、109 (イ,ロ)、110、111、113 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、124~134、136~138、146~164、165 (ハ,ニ)、166~171、173、174、176 (ロ,ハ,ニ)、177、181、183~185、188~199、201~205、208 (ロ,ハ)、209~217、218 (ハ)、219 (イ,ロ,ハ,ニ)、220 (イ)、221~226、227 (ロ,ハ)、228 (ロ)、229、235~241、244、245、246 (ニ,ホ,ヘ,ト)、248、249 (ニ)、250~263、265 (ニ,ホ)、267~280、283、284	12,794.92		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 落石防止

単位 面積 : ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧有漢町	1~7、11 (ロ)、12、13 (ニ、ホ)、14 (イ、ハ、ニ、ホ)、15 (イ、ロ)、19 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、20、21 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、23 (ロ、ハ)、25、26、28、29 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、35 (ニ、ホ)、38、48 (イ)	1,271.65	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備
旧成羽町	3 (ハ、ニ)、4、5、6 (ニ、ホ)、14~17、20 (チ、リ、ヌ)、21~32、33 (チ)、34 (イ、ロ、ハ、ト、チ)、36~38、39 (イ、ロ)、40 (ロ、ハ、ホ、ヘ、ヌ)、41 (イ、ヘ、チ)、42、43 (ホ、ヘ)、44 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、46、47 (イ、ロ、リ)、48 (イ、ロ、ハ、ヘ、ト)、49、50 (イ、ロ、ト、チ、リ、ヌ)、51、58、63 (イ、ロ)、66~68、90 (ロ、ハ)、91、92、100 (ヌ、ル、ヲ)、101 (イ、ロ)	2,293.67		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧川上町	1~6、8、23 (チ)、25 (イ)、26、28~31、32 (ニ、ホ)、35~40、41 (ハ)、43 (イ、ロ、ハ、ニ)、44~50、52~54、58、60 (ヘ、ト)、61、62、69 (ニ、ホ)、71 (ハ、ニ)、72、73、80 (ハ、ニ)、81 (イ)、83~86、92、101、102 (ニ、ホ)、103 (ロ)、105 (ヘ、ト)、106~111、112 (ロ、ハ)、116~119	3,144.99		かん 水源涵養 土砂流出防備
旧備中町	1 (イ、ハ、ヘ)、2 (イ、ロ、ト)、6 (ニ、ホ、ヘ)、7、8 (イ、ロ、ハ、ニ)、10 (ニ、ホ、ヘ)、11、13、15 (ロ、ハ、ホ)、17、18 (ホ、ヘ、ト、チ)、19 (イ、ロ)、21、22 (イ、ロ)、23~25、27 (イ)、31、34 (ハ)、35 (ロ)、37 (ハ、ホ)、38、39、43、45 (イ)、46 (ロ)、48 (イ、ロ、ハ、ニ)、50 (イ、ロ、ハ)、51 (イ、ロ)、52 (ニ、ホ)、53~55、57 (イ)、58 (イ、ニ、ホ)、59 (ニ)、63 (ロ)、64 (ニ、ホ、ヘ)、65、66、67 (ニ、ホ)、68 (ホ、ヘ)、69 (イ)、70 (ハ)、72、73、74 (イ、ロ、ハ、ホ)、75、77 (イ、ロ、ニ、ホ)、79、80 (ハ)、82、83 (イ、ロ)、84~87、88 (ハ)、89 (ニ、ホ)、90 (ニ、ヘ)、91 (イ)、93 (ロ、ハ、ニ、ホ)、99、101、103、104、106~108、109 (イ)、114~116、117 (ロ、ホ、ヘ)、118 (ロ、ハ、ニ、ホ)、119、120、124~126、132 (イ、ハ、ニ、ホ)、133 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、134 (ハ、ホ)、135 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト)	3,560.80		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

単位 面積 : ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
新 見 市	(計)	39,798.59		
旧新見市	1~6、10~12、13 (イ,ロ,ハ)、14~20、22 (ハ)、23、24、26 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、27 (ニ,ホ)、28~32、33 (ニ,ホ,ヘ,ト)、35~47、48 (イ,ロ,ハ,ニ)、49 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、50~58、59 (ホ,ヘ,ト)、60、61 (イ,ハ,ニ)、62 (ロ,ハ)、63 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、64 (イ,ロ,ハ,ニ)、65 (ロ,ハ,ニ,ホ)、66 (イ,ロ,ハ)、67 (ニ,ホ)、68、69、70 (ニ)、71 (ニ,ホ)、72 (ロ,ハ)、73 (ハ,ニ)、74 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、75、76 (ロ,ハ,ホ,ヘ,ト,チ)、77 (イ,ロ,ハ)、78 (ハ)、79、80 (イ,ロ,ト)、81~90、91 (ニ,ヘ,ト)、92 (ハ,ニ)、96 (ホ,ヘ,ト,チ)、97、99、100 (ロ,ハ,ニ,ホ)、101 (イ,ハ,ニ,ホ)、102 (ハ,ニ)、103 (ハ,ニ)、104 (ハ,ニ)、105 (イ,ロ,ハ)、106 (ロ,ハ)、107 (ロ,ハ,ニ)、108~116、119~126、127 (イ,ロ,ハ)、128 (ロ,ハ,ニ)、130~139、141~145、147、148、149 (イ,ハ,ニ)、152~159、160 (イ,ロ,ハ)、161 (ロ,ハ)、162、164 (ト)、165 (ロ,ハ)、166、167 (イ,ロ)、168 (ハ,ニ)、169~175、176 (イ,ロ,ハ)、177 (ロ)、178 (ロ,ハ,ニ)、179、180 (イ,ハ,ニ)、181 (イ,ロ)、182 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,リ,ヌ)、183 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)、184 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、185 (ハ,ニ,ホ,ト)、186~193、197 (ヘ,ト)、198、199 (イ,ロ,ハ,ニ)、202~204、205 (イ,ロ,ハ)、207、208、210 (ロ,ニ,ホ)、211 (ハ)、212 (ロ,ハ,ホ)、214 (ロ)、215 (ホ,ヘ)、216、217、218 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、219 (ロ,ハ)、221 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、222 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、223 (ロ,ハ,ニ,ホ)、224~227、228 (イ,ロ)、230 (ハ,ホ,ヘ)、231 (ロ,ハ,ホ,ヘ)、232 (ニ,ホ)、233 (イ,ロ)、234 (ニ)、235 (イ)、240 (ロ)、241~257、262 (ニ,ホ,ヘ,ト)、263~270、273 (ホ)、274 (イ,ロ)、276 (ロ,ホ)、289 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、301~325、327 (ロ,ハ,ニ)、328~332、	17,074.48	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧新見市	333 (イ,ニ,ホ)、334 (ハ,ニ,ホ)、335 (イ,ロ)、336 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、337、338 (イ,ヘ,ト,チ)、339 (ハ,ニ,ホ)、340 (イ,ロ,ハ,ニ)、343 (ハ,ニ)、345 (ハ,ニ)、347~349、350 (イ)、353、354 (イ)、357、358 (ニ,ホ,ヘ)、359 (ニ)、360 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、361 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、362 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、363 (ホ)、365 (ヘ,ト)、371、372 (ハ,ニ,ホ)、373、374 (イ,ロ)、375 (ロ)、377 (ホ,ヘ,ト,チ)、383 (ニ,ホ)、384、387 (ニ,ホ)、389、390 (ハ,ニ)、391~400、401 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、402 (ニ)、404 (ニ,ホ)、405 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト)、406、407、410 (ヘ,ト)、411、412 (ヘ,ト,チ)、413~417、418 (ニ,ホ,ヘ)、419、421 (ロ,ハ,チ,リ)、422 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、424~426、429 (チ)、433 (イ,ニ)、443 (イ,ロ)、447 (ロ)、448 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、449 (イ,ロ,ハ,ホ)、450、451 (イ,ロ,ハ)		林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止
旧大佐町	1~3、4 (イ)、5、6 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、7~42、44、45、46 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、47~58、60~134	8,326.40		かん 水源涵養 土砂流出防備 なだれ防止
旧神郷町	1~7、8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、9~17、18 (イ)、19、20、21 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、23~25、27、28、31 (イ,ホ,ヘ,ト,チ)、32 (ヘ)、33 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、34、35 (イ,ロ,ハ)、36 (ト)、37~48、49 (ホ,ヘ,ト)、50 (イ,ロ,ハ)、51 (ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、52~69、73、75、76 (イ)、77 (ハ,ニ,ホ)、79~83、84 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、90 (イ,ロ,ハ,ニ)、91 (ニ,ホ,ヘ)、94 (ニ,ホ)、95、96、99 (ロ,ハ,ニ,ホ)、100 (ハ,ニ)、101 (ハ,ニ)、102 (ハ,ニ)、111 (ホ,ヘ,ト)、112 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、113 (ニ,ホ)、117 (チ,リ)、118 (イ,ロ,ハ)、120 (ニ,ホ,ヘ)、121 (ニ,ホ,ヘ)、122、123 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、124 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、126 (ホ,ヘ)、130、132 (ト,チ)、134、135 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、137 (イ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、138 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、139 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)	6,187.95		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 落石防止

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧哲多町	1~3、5 (ロ、ハ、ニ、ホ)、6 (ニ)、7、8、9 (イ)、10 (イ、ニ)、11 (ヘ、ト)、13 (イ、ロ、ヘ、チ)、17、21 (イ、ロ、ハ、ニ)、22 (ニ、ホ)、24 (ヘ、ト)、25、27 (ロ、ニ、ホ、ヘ)、28、29、31 (ハ、ニ、ホ)、34 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、39、40 (イ、ロ、ハ、ニ、ト)、41 (イ、ロ、ニ)、42 (イ、ハ、ニ、ホ)、44 (ロ、ハ、ニ、ホ、ト)、45~53、54 (イ、ロ)、55~63、64 (イ、ニ、ホ)、66 (イ、ロ)、67~73、74 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、79 (イ)、80 (ニ、ホ、ヘ、リ)、81、82、83 (イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ、リ)、84 (イ、ロ、ハ、ニ)、85、86 (イ、ロ、ハ、ニ)、87 (イ、ロ)、88 (ハ、ニ、ホ)、89~91、92 (イ、ハ、ニ、ホ)、93 (ロ、ハ、ニ、ホ)、94 (イ、ロ)、95 (ニ、ホ、ヘ、ト)、96 (ロ、ハ)、98 (ロ、ハ、ニ、ホ)、99~101、102 (イ、ロ、ニ、ホ)、103、104、105 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、106 (ハ、ホ、ヘ)、107 (イ、ロ、ハ、ニ)、108 (ロ、ハ)、110 (イ、ロ、ホ、ヘ、ト、チ)、111~120、123 (ハ、ニ)、124 (ホ、ヘ、ト)、125~128	5,600.49	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧哲西町	1 (イ、ロ)、2 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、5~7、8 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ)、9 (ニ、ホ、ヘ)、10 (ホ、ト、チ)、12 (ホ)、14 (イ、ロ、ハ)、15 (ヘ)、17 (ニ、ホ)、19 (ホ)、20 (ニ)、21 (ホ、ヘ、ト)、22、23、25 (ロ、ニ)、26 (イ、ロ、ハ、ニ)、31 (ロ)、33 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、34 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヌ、ヲ)、35、39、41~44、45 (イ、ロ)、47 (ロ、ニ)、50 (ホ、ヘ)、51、52、53 (ハ、ニ、ホ)、55 (イ、ロ、ハ)、60 (チ)、61 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、62 (ニ、ホ、ヘ)、63 (ロ、ハ)、64 (ホ)、65 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、66 (ロ、ハ、ニ、ト、チ)、67、68 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、70 (ロ、ハ)、71 (ニ)、73 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、74 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、75 (イ、ロ、ハ)、76 (ロ、ハ、ホ、ヘ、ト)、77~81、82 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、85	2,609.27		かん 水源涵養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)	
市町村	地 区 (該当林小班)				
浅 口 市	(計)	2,447.10	林地の保全のため 森林の有する公益 的機能を阻害する 行為(土石・樹根の 採掘・開墾・その 他土地の形質を変 更する行為)に際 しては十分留意 し、他の法令に よって許可を受け たものは許可条件 に従う。	水源涵養 土砂流出防備	
旧金光町	1、2 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、3 (イ)、4 (ハ, ニ,ホ)、5、6 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト)、7、8、 12 (ニ,ホ,ヘ,ト)、13 (イ,ロ,ハ)、14、 15、16 (イ,ロ,ハ)	560.43			
旧鴨方町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ)、2~8、9 (イ,ロ,ハ,ホ, ヘ)、10 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、11、12 (ロ,ハ)、13~24、25 (イ,ロ)、26 (ハ, ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ)、28 ~33	1,653.84			水源涵養 土砂流出防備
旧寄島町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、2、3 (ニ,ホ,ヘ,ト, チ,リ,ヌ,ル)、4、5	232.83			土砂流出防備 土砂崩壊防備
早 島 町	2 (イ)、3~5	47.33			土砂流出防備
里 庄 町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ)、2 (イ,ロ,ハ,ニ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、4 (イ,ロ,ニ,ホ, ヘ)、5~7	337.83			水源涵養 土砂流出防備
矢 掛 町	1 (ハ,ニ)、2、3、4 (ロ,ハ,ニ)、5、6 (イ)、13 (イ,ロ,ハ)、14 (ハ,ニ,ホ)、 15 (イ,ロ)、16 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、17~ 20、21 (ロ,ハ)、22 (ニ)、23 (イ,ロ,ハ, ニ)、24 (ロ)、25、26、27 (ロ,ハ)、 28、29 (イ,ロ)、30 (ロ,ハ,ニ,ホ)、31、 32、33 (イ,ロ,ニ)、34 (イ,ハ,ニ,ホ, ヘ)、35 (イ,ロ)、36 (ホ)、37 (ハ, ニ)、38 (ロ,ハ)、39、40 (イ,ロ,ニ, ホ)、41~43、44 (ハ,ニ)、45 (ハ,ニ)、 46 (ニ,ヘ,ト)、47 (イ,ロ,ニ,ホ)、48 (ロ,ハ,ニ,ホ)、49、50 (イ,ロ)、51、52 (イ,ロ,ハ,ニ)、54 (ニ)、57 (イ,ハ,ニ, ヘ)、59 (ハ)、60 (ニ,ホ)、61 (ロ)、 62 (ロ,ニ)、63~67、68 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ, ヘ)、69、70、71 (イ,ロ)、72 (ロ,ハ)、 73 (ホ,ヘ,ト,チ)、74 (ニ,ホ,ヘ,ト)、76 (ホ)、78 (ホ)、81 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、86 (ロ)、87~89、90 (イ,ロ,ハ,ニ)、93 (ロ,ハ,ニ,ホ)、94、95、96 (イ)、97 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、98~100	3,638.77	水源涵養 土砂流出防備		

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

次に掲げる保安林の指定に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進する。

(ア) 下流に重要な保全対象がある土砂流出の著しい地域、地形や地質等の関係から崩壊や流出の恐れがある地域、及び交通システムや情報通信システム等のライフラインのうち特に保全の必要なものが所在する地域における災害防備を目的とした土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の指定。

(イ) 森林の河川流量調節機能を高度に保ち、洪水や渇水を緩和し、良質な飲料水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するための水源かん養保安林の指定。

(ウ) 環境保全意識の高まりの中で身近な緑の保全等に対する県民の要請が強まっていることに対応するための保健保安林等の指定。

イ 保安林の解除

保安林の解除は必要最小限とし、指定の理由が消滅している保安林については、速やかに指定を解除する。

ウ 保安林機能の維持増進

指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林については、特定保安林に指定し、造林等の必要な施業を確保するとともに、保安林機能の維持増進を図る。

また、特定保安林以外の保安林についても、その機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の確保に努める。

さらに、保安林を巡る状況の変化に対応し、指定施業要件の変更を行い、保安林機能の維持増進を図る。

エ 保安林の管理

保安林の重要性がますます高まってきていることに鑑み、保安林の適正な管理を推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害を踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び

溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

併せて、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図る。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとし、その計画量を第6の6のとおりとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、以下の方針を踏まえ、鳥獣害の防止に関する事項を定めることとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記載すること。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、昭和50年以降減少傾向で推移しているが、温暖化傾向の強い昨今の気象状況による被害の増大が懸念されており、空中散布等の予防対策を重点的に支援するほか、被害地周辺松林の樹種転換を推進するなど被害の沈静化に努める。

また、ナラ枯れ被害については、被害拡大を防ぐため、早期発見・早期駆除の方針により被害状況を把握し、関係機関で情報を共有し、被害先端地等で適切な防除を推進する。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画も踏まえつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

瀬戸内海沿岸の一带は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、防火意識の啓発のため、各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林を対象とする場合は、当計画と十分調整を図るものとする。

ウ 森林法に基づく、許可、届出制度の徹底を図るものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めること。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種・林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等保健機能の高い森林（保健保安林及び同予定森林を含む）のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定すること。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水資源涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する公益的機能の保全に配慮しつつ、択伐施業及び広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施すること。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐及び除伐等の保育を積極的に行うこと。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこと。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めること。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の円滑の確保に留意すること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,709	2,643	66	966	900	66	1,743	1,743	0
前半5カ年の計画量	1,354	1,321	33	483	450	33	871	871	0

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	22,824
前半5カ年の計画量	11,412

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	2,200	1,347
前半5カ年の計画量	1,100	673

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区分	開設				拡張		
	総数	基幹	その他	改築	改良	舗装	備考
総数	107,460	0	105,604	1,856	96	42,026	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別 類	種 別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画 箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考	
										開設 拡張 別 類
開設	自動車道	林道	開設総数	76路線	107,460					
			(新設)計	74路線	105,604					
			その他計	74路線	105,604					
			倉敷市	4路線	4,500					
			旧真備町	上田口末政	690	23	無			
				猿掛	1,660	125	無			
				関屋	1,060	105	無			
				矢砂	1,090	72	無			
			計	4路線	4,500					
			総社市	12路線	17,420					
			旧総社市	後原岩屋	3,000	63	無			
				七原正木	1,100	176	無			
				城山元	950	173	無			
				華光寺塩田	950	32	無			
				稲井田	1,500	48	無			
				新本小原	1,400	340	無			
				槇谷	1,800	157	無			
			計	8路線	11,850					
			旧山手村	福山城	1,250	41	無			
				宿東	1,100	41	無			
				幸山城	570	70	無			
			計	3路線	2,920					
			旧清音村	黒田浅原峠	2,650	82	無			
				計	1路線	2,650				
			笠岡市	神峯	1,740	32	無			
				金風呂丸岩	2,030	66	無			
				井立	1,630	22	無			
			計	3路線	5,400					
			井原市	2路線	3,700					
			旧井原市	清谷	2,976	80	無			
				計	1路線	2,976				
			旧美星町	朝日	724	53	無			
計	1路線	724								
浅口市	3路線	4,100								
旧鴨方町	山田	1,460	82	無						
	山王峠	970	32	無						
	森迫	1,670	37	無						
	計	3路線	4,100							

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画 箇所	国有林との	備 考	
								連絡調整の 必要の有無		
開 動 車 道 ・ 道 新 設	自 動 車 道	林 道	矢掛町	小山	940	47		無		
				藤ノ棚鷲峯山	2,600	126		無		
				横谷	860	66		無		
			計	3路線	4,400					
			高梁市	19路線	35,200					
			旧高梁市	塩 谷	2,180	32		無		
				背禿山	2,200	35		無		
				山ノ上	1,600	34		無		
				大池住谷	2,400	34		無		
				大 谷	1,450	42		無		
				追 田	1,900	30		無		
				檜井玉坂	1,300	43		無		
				塩 坪	1,300	35		無		
			計	8路線	14,330					
			旧有漢町	神明馬場尻	1,960	73		無		
				西 組	2,200	126		無		
				計	2路線	4,160				
			旧成羽町	杉ノ谷	1,100	119		無		
				法曾吹屋	2,700	187	○	無		
				計	2路線	3,800				
			旧川上町	北 尾	1,410	325		無		
				加根谷	1,600	90		無		
				美牛折谷	2,200	63		無		
				大見谷	2,600	70		無		
			計	4路線	7,810					
			旧備中町	穴 針	1,300	47		無		
				布瀬布賀	2,400	37		無		
				附 谷	1,400	31		無		
				計	3路線	5,100				
			新見市	24路線	27,280					
旧新見市	金 谷	2,000	51		無					
	摺臼原	1,500	36		無					
	西 懸	1,670	42		無					
	小原山滝	1,000	44		有					
	西方今井	1,700	42		無					
	大 成	1,700	129		無					
計	6路線	9,570								

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画 箇所	国有林との	備 考
								連絡調整の 必要の有無	
開 車 道 ・ 設 新 設 改 築	自 動 車 道	林 道	旧大佐町	安藤宗貞	1,230	279		無	
				川 東	1,560	282		無	
				大井野雌山	500	46		無	
				河内上	480	84		無	
				下組福田	600	21		無	
				木 谷	600	41		無	
				光 吉	600	100		無	
			計	7路線	5,570				
			旧神郷町	上ヶ市	1,420	41		無	
				朴ノ木	890	60		無	
				柳 原	640	18		無	
			計	3路線	2,950				
			旧哲多町	大 坊	1,000	45		有	
				井原奥	1,120	49		無	
				田の河内	1,860	54		無	
				荻 尾	1,000	51		無	
	計	4路線	4,980						
	旧哲西町	上 野	810	93		無			
		矢神小奴可	1,240	256		無			
		秋 庭	800	110		無			
		奥 谷	1,360	150		無			
	計	4路線	4,210						
	新 設 林 業 専 用 道	井原市	1路線	504					
			旧芳井町	池谷佐屋	504	39		無	
		計	1路線	504					
		高梁市	3路線	3,100					
		旧高梁市	檜林	500	15		無		
			女郎池	1,600	76		無		
		計	2路線	2,100					
	旧成羽町	星 原	1,000	120	○	無			
	計	1路線	1,000						
	(改築)計	2路線	1,856						
改 築	林 道	新見市	1路線	1,490					
		旧哲多町	湯谷	1,490	67		無		
	計	1路線	1,490						
	林業 専用 道	井原市	1路線	366					
		旧芳井町	池谷佐屋	366	39		無		
計	1路線	366							
再 掲	備中県民局(地域事務所除く)		16路線	21,920					
	備中県民局井笠地域事務所		13路線	18,470					
	備中県民局高梁地域事務所		22路線	38,300					
	備中県民局新見地域事務所		25路線	28,770					

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考	
拡 張 道 ・ 改 良	自 動 車 道	林	(改良)計	41路線	96					
			総社市	1路線	3					
			旧総社市	金子東谷	3	363		無	幅員・局部・法面改良	
			笠岡市	計	1路線	3				
				神 島	3	73	○	無	法面改良	
				石 砂	2	43		無	法面改良	
				寺間水落	3	121	○	無	法面改良	
				虚空蔵清水	2	112		無	法面改良	
				鳥ノ口	1	41		無	法面改良	
				逸本木	2	48		無	法面改良	
				計	6路線	13				
			井原市	13路線	40					
			旧井原市	銀石	1	102	○	無	局部改良	
				宮ヶ谷	1	32	○	無	局部・法面改良	
				経ヶ丸	10	210	○	無	幅員改良	
				福良	2	58	○	無	局部改良	
				西畑	1	31	○	無	局部改良	
			計	5路線	15					
			旧美星町	白滝	2	84	○	無	局部改良	
				萱野	1	72	○	無	局部改良	
				高良池	1	46	○	無	局部改良	
				青高	1	35	○	無	局部改良	
			計	4路線	5					
			旧芳井町	大社	13	172	○	無	幅員・法面改良	
				才谷	1	69	○	無	局部改良	
				門原	3	74	○	無	局部改良	
				西三原	3	64	○	無	局部改良	
			計	4路線	20					
			浅口市	1路線	6					
			旧鴨方町	鴨 山	6	33		無	局部・法面改良	
				計	1路線	6				
			矢掛町	羽 無	4	511	○	無	幅員改良	
藤ヶ峠	3	151			無	法面改良				
三ヶ原上	4	130			無	幅員改良				
三ヶ原上1号	3	31			無	幅員改良				
岡本谷	1	225			無	法面改良				
高 妻	2	91			無	法面改良				
計	6路線	17								

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考	
								連絡調整の 必要の有無		
拡 張 改 良	自 動 車 道	林 道	高梁市	13路線	15					
			旧高梁市	大沢増原	1	20			無	法面改良
				長谷	1	25	○		無	局部改良
			計	2路線	2					
			旧有漢町	大平権現	1	201			無	法面改良
				1路線	1					
			旧成羽町	田原	1	2			無	法面改良
				白谷1号	2	93	○		無	局部改良
				白谷	1	308	○		無	局部改良
				杉ノ谷	1	120	○		無	局部改良
			計	4路線	5					
			旧川上町	上谷	1	385			無	法面改良
				上房伊之木	1	70	○		無	局部改良
				佐屋	2	37	○		無	局部改良
				岩野	1	75	○		無	局部改良
				おん坂	1	52	○		無	局部改良
			計	5路線	6					
			旧備中町	鈴木	1	78			無	法面改良
				1路線	1					
			新見市	1路線	2					
旧哲多町	大坊	2		172			有	法面改良		
	1路線	2								
再 掲			備中県民局（地域事務所除く）	1路線	3					
			備中県民局井笠地域事務所	26路線	76					
			備中県民局高梁地域事務所	13路線	15					
			備中県民局新見地域事務所	1路線	2					

単位 延長：m、面積：ha

開設 種類	種 別	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 自 動 車 道 ・ 舗 張 装 道	林	舗	(舗装) 計	32路線	42,026				
			その他 計	32路線	42,026				
			総社市	3路線	4,194				
			旧総社市	大 平	2,300	164		無	
				水内細瀬	1,080	54	○	無	
				金子東谷	814	363	○	無	
			計	3路線	4,194				
			井原市	2路線	3,300				
			旧美星町 計	白滝	1,900	84		無	
				1路線	1,900				
			旧芳井町 計	天神山	1,400	79	○	無	
				1路線	1,400				
			矢掛町	横 谷	1,800	68		無	
				梅山行部	907	32		無	
				三ヶ原上1号	915	31		無	
				羽無	60	511	○	無	
			計	4路線	3,682				
			高粱市	22路線	27,850				
			旧高粱市	入江谷	900	115		無	
				大 槓	600	84		無	
				奥 谷	500	53		無	
				上野上	1,200	49		無	
				竹田第2	500	40		無	
				ムシロダ	700	38		無	
				岩 原	1,100	33		無	
				足 谷	1,000	36		無	
				柳竹田	600	43		無	
				皆 名	1,100	30		無	
				大 瀬	600	34		無	
				柳賀陽	1,200	33		無	
			計	13路線	12,350				
			旧成羽町 計	法曾吹屋	1,600	136	○	無	
				1路線	1,600				
			旧川上町	北 尾	1,000	175		無	
				宮 山	3,000	118		無	
				小谷ヶ市大井	1,700	63		無	
				加根谷	2,000	90		無	
				菅 野	1,600	80		無	
				搦 栗	1,400	64		無	
				美牛折谷	1,300	63		無	
大見谷	1,900	70			無				
計	8路線	13,900							
新見市	1路線	3,000							
旧哲多町 計	大 坊	3,000	172		無				
	1路線	3,000							
再 掲	舗	備中県民局（地域事務所除く）	3路線	4,194					
		備中県民局井笠地域事務所	6路線	6,982					
		備中県民局高粱地域事務所	22路線	27,850					
		備中県民局新見地域事務所	1路線	3,000					

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
総数(実面積)	48,370	47,232	
水源涵養のための保安林	24,952	24,345	
災害防備のための保安林	20,682	20,317	
保健、風致の保存等のための保安林	3,358	3,330	

(注) 総数は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳に一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指解除別	種類	森林の所在		保安林面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指	定	総数			1,233	617	水源涵養のため	
		水源涵養のための保安林	倉敷市		42	21		
			旧倉敷市		6	3		
			旧真備町		36	18		
			笠岡市		5	3		
			井原市		42	21		
			旧井原市		7	4		
			旧美星町		17	9		
			旧芳井町		18	9		
			総社市		26	13		
			旧総社市		26	13		
			高梁市		182	91		
			旧高梁市		40	20		
			旧有漢町		22	11		
			旧成羽町		80	40		
			旧川上町		15	8		
		旧備中町		25	13			
		新見市		895	448			
		旧新見市		470	235			
		旧大佐町		120	60			
		旧神郷町		158	79			
		旧哲多町		97	49			
		旧哲西町		50	25			
		浅口市		19	10			
		旧金光町		7	4			
		旧鴨方町		12	6			
		里庄町		1	1			
		矢掛町		21	11			
		再掲	備中県民局(地域事務所除く)			68		34
			備中県民局井笠地域事務所			88		44
			備中県民局高梁地域事務所			182		91
備中県民局新見地域事務所				895	448			

単位 面積：ha

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 積 面	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市	町 村 区				
指 定	総 数			769	385	災 害 防 備 の た め	
	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	倉敷市		82	41		
		旧倉敷市		70	35		
	旧真備町		12	6			
	笠岡市		63	32			
	井原市		92	46			
	旧井原市		22	11			
	旧美星町		37	19			
	旧芳井町		33	17			
	総社市		225	113			
	旧総社市		210	105			
	旧山手村		15	8			
	高梁市		107	54			
	旧高梁市		47	24			
	旧有漢町		11	6			
	旧成羽町		25	13			
	旧川上町		21	11			
	旧備中町		3	2			
	新見市		44	22			
	旧新見市		19	10			
	旧大佐町		9	5			
	旧神郷町		6	3			
	旧哲多町		4	2			
	旧哲西町		6	3			
	浅口市		40	20			
	旧金光町		3	2			
	旧鴨方町		23	12			
	旧寄島町		14	7			
	早島町		2	1			
里庄町		9	5				
矢掛町		105	53				
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			309	155		
	備中県民局井笠地域事務所			309	155		
	備中県民局高梁地域事務所			107	54		
	備中県民局新見地域事務所			44	22		

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 積	林 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市	町 村 区 域				
指 定	総 数			60	30	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	倉敷市		7	4		
		旧倉敷市		3	2		
		旧真備町		4	2		
		笠岡市		17	9		
		井原市		5	3		
		旧井原市		2	1		
		旧美星町		2	1		
		旧芳井町		1	1		
		総社市		1	1		
		旧総社市		1	1		
		高梁市		21	11		
		旧高梁市		3	2		
		旧有漢町		15	8		
		旧川上町		3	2		
		新見市		4	2		
		旧新見市		1	1		
		旧大佐町		1	1		
		旧神郷町		1	1		
		旧哲多町		1	1		
		浅口市		1	1		
	旧鴨方町		1	1			
	矢掛町		4	2			
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			8	4		
	備中県民局井笠地域事務所			27	14		
	備中県民局高梁地域事務所			21	11		
	備中県民局新見地域事務所			4	2		

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 積 面	前 半 5 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			19	10	指 定 理 由 の 消 滅	
	水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	倉敷市		2	1		
		旧倉敷市		1	1		
		旧船穂町		0	0		
		旧真備町		1	1		
		笠岡市		1	1		
		井原市		5	3		
		旧井原市		1	1		
		旧美星町		1	1		
		旧芳井町		3	2		
		総社市		0	0		
		旧総社市		0	0		
		旧山手村		0	0		
		旧清音村		0	0		
		高梁市		1	1		
		旧高梁市		0	0		
		旧有漢町		0	0		
		旧成羽町		0	0		
		旧川上町		0	0		
		旧備中町		1	1		
	新見市		3	2			
	旧新見市		1	1			
	旧大佐町		1	1			
	旧神郷町		0	0			
	旧哲多町		0	0			
	旧哲西町		1	1			
	浅口市		7	4			
	旧金光町		2	1			
	旧鴨方町		5	3			
	旧寄島町		0	0			
	早島町		0	0			
	里庄町		0	0			
矢掛町		0	0				
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			2	1		
	備中県民局井笠地域事務所			13	7		
	備中県民局高梁地域事務所			1	1		
	備中県民局新見地域事務所			3	2		

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			39	20	指 定 理 由 の 消 滅	
	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	倉敷市		8	4		
		旧倉敷市		8	4		
		旧船穂町		0	0		
		旧真備町		0	0		
		笠岡市		2	1		
		井原市		6	3		
		旧井原市		1	1		
		旧美星町		2	1		
		旧芳井町		3	2		
		総社市		2	1		
		旧総社市		2	1		
		旧山手村		0	0		
		旧清音村		0	0		
		高梁市		15	8		
		旧高梁市		3	2		
		旧有漢町		2	1		
		旧成羽町		6	3		
		旧川上町		4	2		
		旧備中町		0	0		
		新見市		0	0		
		旧新見市		0	0		
		旧大佐町		0	0		
		旧神郷町		0	0		
		旧哲多町		0	0		
		旧哲西町		0	0		
		浅口市		4	2		
		旧金光町		2	1		
		旧鴨方町		2	1		
		旧寄島町		0	0		
	早島町		0	0			
	里庄町		1	1			
	矢掛町		1	1			
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			10	5		
	備中県民局井笠地域事務所			14	7		
	備中県民局高梁地域事務所			15	8		
	備中県民局新見地域事務所			0	0		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 面 積	前 半 5 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			4	2	指 定 理 由 の 消 滅	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	倉敷市		1	1		
		旧倉敷市		1	1		
		笠岡市		1	1		
		井原市		0	0		
		旧井原市		0	0		
		旧美星町		0	0		
		旧芳井町		0	0		
		高梁市		0	0		
		旧高梁市		0	0		
		旧有漢町		0	0		
		旧成羽町		0	0		
		旧川上町		0	0		
		旧備中町		0	0		
		新見市		1	1		
		旧大佐町		1	1		
		浅口市		0	0		
		旧金光町		0	0		
		旧鴨方町		0	0		
		里庄町		1	1		
矢掛町		0	0				
再 掲	備中県民局（地域事務所除く）			1	1		
	備中県民局井笠地域事務所			2	1		
	備中県民局高梁地域事務所			0	0		
	備中県民局新見地域事務所			1	1		

(注) 面積は、少数点第1位を四捨五入し整数止めとした。

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐 採 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水源涵養のための保安林	3	16	16,497	16,497	15,399
災害防備のための保安林	3	73	6,416	6,416	1,427
保健、風致の保存のための 保安林			905	905	655
計	6	89	23,818	23,818	17,481

(2) 保安林施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

計画事項なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の 計画地区数		
倉敷市					
旧倉敷市	1	1		森林整備	
	14, 15	1	1	森林整備	
	37	1		森林整備	
	51	1	1	山腹工	
	53	1	1	山腹工	
	67	1		溪間工	
	70	1	1	溪間工・山腹工	
	71, 72, 73	3	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	84	1		溪間工	
	91	1		山腹工	
	93	1		溪間工・山腹工	
	102	1	1	溪間工	
	108	1	1	溪間工	
	111	1		溪間工	
	112	1	1	溪間工・山腹工	
	113	2	2	溪間工・山腹工	
	114	1	1	溪間工・山腹工	
	115	1	1	溪間工・山腹工	
	116	1	1	溪間工	
	118	1		溪間工	
	123	1	1	溪間工・山腹工	
	131	1	1	溪間工	
	142	1		山腹工	
145	2		溪間工・山腹工		
146	1		溪間工		
147	1		山腹工		
149	1		溪間工・山腹工・森林整備		
150, 151	2	1	山腹工		
旧真備町	14	1	1	溪間工・山腹工	
総社市					
旧総社市	1	1		山腹工	
	21	2	2	溪間工・山腹工	
	27	1		溪間工	
	34	1	1	森林整備	
	36	2	1	森林整備	
	48	1	1	森林整備	
	50	1		溪間工・森林整備	
	49~52	4		森林整備	
	63	1		山腹工	
	74	1		森林整備	
	75	1		森林整備	
	76	1		森林整備	
	82	1		森林整備	
	83	1		溪間工	
	104, 105, 106	3	2	森林整備	
	109, 110	2	1	森林整備	
	190	1	1	山腹工	
	193	1	1	溪間工・山腹工	
	196	1	1	溪間工	
	209	1		山腹工	
旧山手村	2	1		溪間工	
笠岡市	1	1	1	山腹工	
	4	1	1	山腹工	
	9	1	1	山腹工	
	13	1		山腹工	
	38	1	1	山腹工	
	47	1		森林整備	
	48	1		溪間工	
	55	1		溪間工	
	58	1	1	山腹工	
	60	1		森林整備	
	69	1		山腹工	
	81	1	1	溪間工	
	89	1		溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
井原市						
旧井原市	1	1		溪間工		
	2	1		山腹工		
	40	1		山腹工・森林整備		
	43	1		山腹工・森林整備		
	44	1		森林整備		
	45, 46, 47, 50	3	3	山腹工・森林整備		
	49	1		山腹工		
	51	2	1	森林整備・山腹工		
	旧美星町	3, 4, 5	3	2	森林整備	
		11, 12, 13	3	1	森林整備	
		20	1		森林整備	
50, 61		1	1	森林整備		
56		1		森林整備		
59		1	1	森林整備		
63		1		森林整備		
65		1		森林整備		
68		1		森林整備		
71		1		森林整備		
77		1		森林整備		
旧芳井町	81	1	1	森林整備		
	82	1		森林整備		
	74	1		森林整備		
	86	1		溪間工		
	95	1	1	森林整備		
	100	1		森林整備		
	108	1	1	溪間工・山腹工		
浅口市						
旧金光町	3	1	1	溪間工・山腹工		
	4	1		溪間工		
旧鴨方町	5	1		溪間工		
	12	1	1	溪間工・山腹工		
	19	1		溪間工		
里庄町	5	1		溪間工		
	6	1	1	溪間工		
矢掛町	5	1		森林整備		
	6	1		森林整備		
	10, 11	1	1	溪間工・山腹工		
	14	1		森林整備		
	20, 21, 22	3	3	溪間工		
	29	1		溪間工		
	37, 38, 39	3		溪間工		
	45	1		溪間工		
	47~50	4	4	森林整備		
	57	1	1	森林整備		
	59	1	1	溪間工		
	63	1	1	森林整備		
	64	1		溪間工		
	69	1		森林整備		
	87	1		溪間工		
88	2		溪間工・森林整備			
94	1		溪間工			
97	1		溪間工			

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
高粱市						
旧高粱市	2	1		森林整備		
	11	1		山腹工		
	12	1	1	山腹工		
	49, 50	2	2	森林整備		
	53	2	2	山腹工		
	80	3	3	溪間工・山腹工		
	83, 84	1		山腹工・森林整備		
	146, 147, 148	2	2	山腹工・森林整備		
	161	1	1	溪間工・山腹工		
	167	3	2	溪間工・山腹工		
	209, 210	1	1	山腹工		
	254	1	1	溪間工・山腹工		
	261	1		溪間工		
	283	1	1	溪間工		
	旧有漢町	9	1	1	溪間工	
		24	1		溪間工	
27		1		山腹工		
旧成羽町	24	1	1	森林整備		
	28	1	1	溪間工		
	30	1	1	溪間工		
	38	1	1	溪間工		
	46	1		山腹工		
	71	1	1	森林整備		
	73	1		森林整備		
旧川上町	84	1	1	溪間工		
	14	1		山腹工		
	44, 45	2		山腹工・溪間工		
	46	1		山腹工・溪間工		
	58	1		山腹工		
	80	1	1	溪間工・山腹工		
	108	1		森林整備		
旧備中町	110	1		森林整備		
	3	1		森林整備		
	7	1		山腹工		
	11	1	1	溪間工		
	22, 48	1	1	溪間工		
	25	1		山腹工		
	50	1	1	山腹工		
	62, 63	2		山腹工		
	71	1		溪間工		
	75	1		森林整備		
新見市	122	1		山腹工		
	134	1		山腹工		
	旧新見市	28	1		山腹工	
		32	1	1	山腹工	
		73	2	2	溪間工・山腹工	
		99	1		山腹工	
		102	1		山腹工	
		111	1		溪間工	
		123, 124	2		山腹工	
		128	1		森林整備	
		134, 135	1	1	溪間工	
		153	1		溪間工	
		154	1		溪間工・森林整備	
		157	1		森林整備	
		182	1		山腹工	
		217	1		森林整備	
		252	1		山腹工	
		257, 258	1		山腹工	
		261	1	1	溪間工	
		271	1		溪間工	
310		1		山腹工		
311		1	1	溪間工		
320	1	1	山腹工			
322	1		山腹工			
331, 332	1	1	溪間工			
336, 337, 338	1	1	溪間工			
444	1		溪間工			

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
旧大佐町	54	3	2	溪間工・山腹工		
	58	1		森林整備		
	61	1		溪間工・山腹工		
	72, 73	1		森林整備		
	252	1		山腹工		
	271	1		山腹工		
	旧神郷町	12	1		溪間工・山腹工	
		20	1	1	溪間工	
		25, 27	1		森林整備	
		30, 31, 32	4	4	溪間工	
		44	1		森林整備	
		46	1	1	森林整備	
		47	1		溪間工	
		49	1		森林整備	
		53	1		森林整備	
		62	1	1	山腹工	
		65, 66	1		溪間工	
		72	1	1	溪間工	
		81	1		溪間工・山腹工	
		84	1		溪間工・山腹工・森林整備	
87		1		溪間工・森林整備		
89		1		溪間工		
94		1	1	溪間工		
96		1		森林整備		
106		1		森林整備		
120		1		森林整備		
121, 122	1		森林整備			
123	1		溪間工			
126	1		森林整備			
137	1		山腹工			
旧哲多町	9	1	1	溪間工		
	22	1	1	山腹工		
	57	1		森林整備		
	105	2		森林整備		
旧哲西町	4, 11	1	1	山腹工		
	24	1		森林整備		
	72	1		溪間工		
合計		264				
再	備中県民局（地域事務所除く）	63				
	備中県民局（井笠地域事務所）	79				
	備中県民局（高梁地域事務所）	52				
掲	備中県民局（新見地域事務所）	70				

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

単位:ha

特定保安林	市町村	要整備森林					実施すべき施業の方法及び時期等																前半5 カ 年 の 計 画	その他 必要 な 事 項	備 考				
		番 号	所 在			面 積	造 林				保 育				伐 採				そ の 他										
			位 置	林班	小班		区画	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法				時 期			
1	水	井原市 (旧芳井町)	1	翁ノ迫	34	チ	7-1	1.15										間伐	1.15	Ⅲ	R7.3.31					○			
			2	翁ノ迫	35	口	39 39-1 41	1.86											間伐	1.86	Ⅲ	R7.3.31					○		
					35	ハ	3-1 4-1 5-1																						
3	翁ノ迫	35	ニ	1 2	1.26												間伐	1.26	Ⅲ	R7.3.31					○				
6	流	井原市 (旧芳井町)	1	宮ノ向	81	へ	2 3-1 4-1	2.60										間伐	2.60	Ⅲ	R7.3.31					○			
					85	イ	7-1 8																						
17	水	井原市 (旧芳井町)	1	岩坪	7	口	2 3 7 8	3.08										間伐	3.08	Ⅲ	R7.3.31					○			
18	水	井原市 (旧芳井町)	1	稲荷向	98	ハ	2 3	0.96										間伐	0.96	Ⅲ	R7.3.31					○			
			2	稲荷向	98	ハ	9 11	0.85											間伐	0.85	Ⅲ	R7.3.31					○		
			3	稲荷向	98	ホ	13 16 17-1 17-2	0.99											間伐	0.99	Ⅲ	R7.3.31					○		
19	水	井原市 (旧芳井町)	1	倉ヶ市	92	イ	13 14	1.53										間伐	1.53	Ⅲ	R7.3.31					○			
30	流	井原市 (旧芳井町)	1	花ノ木	69	イ	33 34	0.64										間伐	0.64	Ⅲ	R7.3.31					○			
31	流	井原市 (旧芳井町)	1	向迫	76	ホ	28 29	0.90										間伐	0.90	Ⅲ	R7.3.31					○			
64	流	井原市 (旧美星町)	1	上金当	16	ニ	25 27 28	0.95										間伐	0.95	Ⅲ	R7.3.31					○			
97	水	矢掛町	1	内田	57	ハ	6	1.07										間伐	1.07	Ⅲ	R7.3.31					○			
			2	内田	58	口	5-1 11 12-1	2.65											間伐	2.65	Ⅲ	R7.3.31					○		
合 計								20.49										20.49											

注 特定保安林の番号は通し番号となっており整備の完了したものを削除している。水:水源かん養保安林 流:土砂流出防備保安林

注 伐採方法欄のⅠは伐採率71~100%、Ⅱは伐採率31~70%、Ⅲは30%以下

第7 その他必要な事項

1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 伐採種を指定しないもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林	総数		16,430.46	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	倉敷市	(計)	897.29			
	旧倉敷市	1、4、5、7、9、10、11、14、15、35、36、41、42、46、52、53、54、55、56、62、66、67、68、69、70、71、72、75、76、77、79、80、81、83、103、104、108、109、110、111、112、113、116、117、118、119、121、122、128、136、137、138、139	824.12			
	旧船穂町	1、2、3	14.69			
	旧真備町	10、11、13、23、26、27	58.48			
	笠岡市	2、3、5、6、8、9、11、13、14、15、17、18、19、21、22、28、29、30、34、35、37、39、40、49、62	104.25			
	井原市	(計)	791.88			
	旧井原市	11、13、14、15、18、19、21、22、23、26、27、28、29、31、34、40、45、46、55、56、58、61、64、66、68、69、70、73、76、80	123.83			
	旧美星町	3、16、29、30、33、34、42、43、47、48、49、55、57、58、59、60、63、65、66、68、70	111.54			
	旧芳井町	4、5、7、8、14、16、17、18、19、20、21、24、25、26、27、28、29、30、31、34、35、36、39、45、46、47、48、52、54、55、57、61、63、64、65、68、72、73、74、75、76、79、83、84、86、89、91、92、96、97、98、101、102、103、105	556.51			
	総社市	(計)	264.00			
	旧総社市	35、36、37、82、85、86、87、88、97、98、99、120、122、123、127、128、131、136、137、146、160、161	158.06			
	旧山手村	3、6、7、9、10	24.51			
	旧清音村	2、3、4、6、7、8、9、10	81.43			
	高梁市	(計)	2,297.73			
	旧高梁市	1、3、4、5、9、10、11、12、16、17、18、20、21、22、27、28、30、31、32、34、37、39、45、46、48、49、50、51、53、57、58、59、60、61、63、64、72、73、74、85、88、95、99、125、126、127、128、129、130、131、132、133、137、139、156、157、158、159、160、163、164、165、166、170、174、176、177、178、179、180、181、185、187、188、189、190、212、213、214、215、216、217、218、219、221、225、233、234、235、236、237、238、239、240、241、244、246、248、249、250、251、254、255、263、268、270、272、273、274、275	974.14			
旧有漢町	3、12、14、15、19、20、21、26、28、38	182.49				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
水源かん養保安林	旧成羽町	1、2、3、4、7、8、9、13、14、17、18、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、34、36、37、56、73、74、75、76、80、90、94、95、98、99、100、101、102、105	533.23	<p>1 主伐に係る伐採種を定めない。ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。</p> <p>2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。</p>	<p>1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。</p> <p>人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。</p> <p>2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。</p> <p>3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。</p>	
	旧川上町	2、10、12、13、44、56、60、67、68、70、75、76、77、78、79、83、90、91、94、95、96、97、98、99、100、102、103、105、106、107、108、111、112、113、115、116、117	404.79			
	旧備中町	6、7、8、9、12、15、16、31、33、34、35、40、42、44、45、46、50、55、56、58、59、61、62、63、64、65、69、70、77、96、97、99、103、106、107、108、109、114、118、119、120、122、128、130、131、136	203.08			
	新見市	(計)	11,470.51			
	旧新見市	3、4、9、10、11、13、14、15、16、17、18、21、22、23、24、26、28、29、31、32、33、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、54、55、56、57、58、63、64、65、66、67、68、69、70、71、73、74、75、76、77、78、79、80、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、96、97、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、118、119、122、124、125、127、132、133、134、140、143、149、153、154、155、158、159、160、161、167、168、171、172、174、176、177、178、179、183、190、191、192、193、194、195、197、198、199、202、203、204、205、207、208、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、221、228、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、250、251、252、253、254、255、256、263、264、265、266、267、268、269、271、273、274、276、287、288、289、290、291、292、293、294、295、297、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、312、313、314、315、316、317、320、321、322、327、328、331、332、333、334、336、337、338、339、340、342、343、344、345、346、371、396、411、412、425、426、429、450	4,722.03			
	旧大佐町	1、2、3、4、6、7、8、9、10、16、17、23、24、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、40、41、42、44、56、58、62、65、70、78、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、98、102、107、108、112、113、114、115、117、118、119、120、121、125、126、127、128、130、131、132、136	1,202.55			
	旧神郷町	1、2、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、23、24、25、26、27、28、30、32、33、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、56、57、61、62、63、66、67、68、70、71、72、73、74、75、76、77、78、81、84、85、86、87、91、94、95、96、98、99、100、101、102、118、120、121、122、123、124、126、127、129、134、135、136、137、138	2,265.95			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
水源かん養保安林	旧哲多町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、12、13、15、16、17、25、27、28、29、31、32、34、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、50、51、52、53、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、86、87、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、103、106、108、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、121、122、123、125	2,108.55	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧哲西町	1、2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、24、25、26、28、30、31、33、34、35、38、39、43、44、45、47、50、51、52、58、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、73、74、75、76、77、78、79、82、84、85、86	1,171.43			
	浅口市	(計)	238.20			
	旧金光町	1、2、3、4、5、6、7、8、10、12、14、15、16	147.46			
	旧鴨方町	6、9、10、20、23、24、28、29、30、31、33	90.74			
	早島町	1	1.24			
	里庄町	1	1.97			
	矢掛町	1、2、15、17、18、19、20、21、25、34、35、36、37、39、40、43、44、45、46、47、54、56、57、58、59、60、61、72、76、85、89、98	363.39			
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総 数		423.21	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	119.74			
	旧真備町	15、16、17、18	119.74			
	井原市	(計)	277.55			
	旧井原市	1、5、6、22、24、25、27、32、33、34、37、38、39、40、42、43、44、45、46、48、48、49、50、61、66、69、71、72、73、74、78、83、85、87、92、92	276.60			
	旧芳井町	72、83、86	0.95			
	高梁市	(計)	14.03			
	旧高梁市	128	14.03			
	浅口市	(計)	1.22			
	旧金光町	8	1.22			
矢掛町	14	10.67				
3 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		0.60	伐採種を指定しない制限林種1に同じ ただし、地域の景観の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井原市	(計)	0.60			
	旧井原市	48、92	0.60			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
4 水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林	総 数		2.65	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	2.65			
	旧大佐町	44	2.65			
5 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		331.69	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	総社市	(計)	11.44			
	旧総社市	82、85、87	11.44			
	高梁市	(計)	96.68			
	旧高梁市	49、49、50、51、53、268、270	52.03			
	旧有漢町	12	1.85			
	旧成羽町	26、27、28	42.80			
	新見市	(計)	162.48			
	旧新見市	149	15.51			
	旧大佐町	53、83、84、85	28.75			
	旧哲多町	70、104、105	118.22			
	浅口市	(計)	61.09			
	旧金光町	5、7、8	58.29			
旧鴨方町	23	2.80				
6 水源かん養保安林 砂防指定地 保健保安林	総 数		10.57	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ (岡山県砂防指定地等管理規制による)	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	高梁市	(計)	10.57			
	旧高梁市	49	10.57			
7 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		97.76	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ 岡山県自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	高梁市	(計)	58.23			
	旧川上町	109、110	58.23			
	新見市	(計)	39.53			
	旧新見市	5、145、146、147	32.36			
	旧大佐町	82、91	7.17			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
8 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		188.01	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	188.01			
	旧新見市	147、148、226	138.28			
	旧大佐町	53、57、79、80	49.73			
9 水源かん養保安林 保健保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		2.40	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	2.40			
	旧哲多町	99	2.40			
10 水源かん養保安林 保健保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		36.04	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高梁市	(計)	18.28			
	旧有漢町	12	18.28			
	新見市	(計)	17.76			
	旧哲多町	100、101、103、104	17.76			
11 水源かん養保安林 砂防指定地	総 数		66.18	伐採種を指定しない制限林種1に同じ (岡山県砂防指定地等管理規制による)	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	1.35			
	旧倉敷市	18	1.35			
	高梁市	(計)	0.07			
	旧高梁市	49	0.07			
	新見市	(計)	64.76			
	旧新見市	125、132、221、222、242、243、244	58.40			
	旧哲西町	9	6.36			
12 水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園普通地域	総 数		7.01	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	7.01			
	旧新見市	222	7.01			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
13 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域	総 数		268.47	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	井原市	(計)	21.70			
	旧芳井町	14、16、18	21.70			
	高梁市	(計)	9.47			
	旧成羽町	21、22、66	7.39			
	旧川上町	33、83、109	1.75			
	旧備中町	65	0.33			
	新見市	(計)	237.30			
	旧新見市	3、4、5、121、122、141、161、188、189、191、192、294、348、349、391、392、403、407	228.76			
	旧大佐町	82、91	8.54			
14 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域	総 数		3,639.15	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	10.33			
	旧倉敷市	158、159、161	10.33			
	総社市	(計)	62.11			
	旧山手村	1、2、6、8、9、10	62.11			
	高梁市	(計)	107.71			
	旧高梁市	59、156	2.47			
	旧成羽町	73	1.45			
	旧川上町	75、76、77、78、79、92、98、99、108	57.76			
	旧備中町	4、102、103、106、108、124、136	46.03			
	新見市	(計)	3,459.00			
	旧新見市	121、122、125、126、127、128、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、141、142、143、144、145、146、149、154、157、158、159、160、161、162、163、164、166、167、168、170、172、173、174、175、176、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、222、223、224、225、226、227、300、348、349、350、353、354、358、361、363、364、365、366、367、370、371、372、373、374、375、377、379、380、381、382、383、385、386、388、390、396、397、398、399、400、402、408、409、413、415、416、417、418、419、421、425、429、432、435、436、438、439、441、443、446、447、448、450、451、452	2,375.16			
	旧大佐町	57、70、71、72、73、74、79、80、91、92、94、98、99、103、114、115、116、117、125、126、129、130、131、134、135	899.33			
旧神郷町	110、111、112、117、118、130、132、134	184.51				
15 水源かん養保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		110.22	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高梁市	(計)	109.50			
	旧高梁市	240、241	21.77			
	旧有漢町	12、14、15、19、20	87.73			
	新見市	(計)	0.72			
	旧哲多町	100、103	0.72			

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
16 水源かん養保安林 鳥獣特別保護地区	総数		0.49	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	矢掛町	90	0.49			
17 水源かん養保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総数		0.64	伐採種を指定しない制限林種1に同じ (文化財保護法による)	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新見市	(計)	0.64			
	旧哲西町	13、14	0.64			
18 土砂流出防備保安林	総数		14,376.33	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	1,483.74			
	旧倉敷市	9、12、13、14、15、16、18、19、23、24、25、26、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、46、47、48、49、50、51、53、54、55、60、67、68、69、73、76、77、78、79、84、85、87、88、90、91、93、94、95、96、97、98、100、101、102、108、109、112、113、114、115、116、117、118、120、123、124、125、127、130、131、132、134、139、140、142、143、144、145、146、147、148、152、153、154、155、156、157、158	1,106.14			
	旧船穂町	1、2、3	12.67			
	旧真備町	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、20、21、22、23、24、25、30、31、32	364.93			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	笠岡市	1、2、3、4、6、9、10、11、12、13、14、15、16、17、20、21、22、24、25、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、46、47、48、49、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、68、72、73、74、76、77、78、79、80、85	1,310.03	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井原市	(計)	1,873.20			
	旧井原市	1、2、3、5、6、10、11、13、14、15、16、17、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、33、34、35、36、37、39、40、41、42、43、45、46、47、48、49、50、51、53、55、57、59、60、61、63、64、72、73、74、75、77、79、80、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93	653.76			
	旧美星町	1、2、3、4、5、7、8、9、11、12、13、15、16、17、18、19、20、21、22、25、26、27、28、30、31、32、33、40、41、44、46、47、49、50、51、53、54、59、61、62、63、65、66、67、68、70、71、72、73、74、75、77、78、82	766.24			
	旧芳井町	2、3、6、9、14、16、17、20、21、25、30、36、37、38、39、40、41、43、44、48、49、50、51、52、53、54、57、58、59、62、64、65、66、68、69、70、72、73、74、75、76、79、80、81、83、84、86、88、89、90、91、92、94、95、96、97、99、100、107、108	453.20			
	総社市	(計)	4,203.44	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	旧総社市	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、40、41、42、43、44、46、47、48、49、50、51、52、53、54、56、57、58、59、63、69、70、71、72、73、74、75、77、78、79、81、82、84、85、86、87、88、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、122、123、124、127、129、132、133、134、135、138、144、148、151、152、154、155、156、159、161、162、163、164、165、166、167、168、169、171、172、173、174、175、176、177、178、179、181、182、183、184、185、186、187、188、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209	4,119.40			
	旧山手村	1、2、3、4、5、6、7、9、10	70.95			
	旧清音村	6、8、9、10	13.09			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	高 梁 市	(計)	1,952.63	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	旧高梁市	2、4、5、6、8、9、10、12、13、16、20、 23、25、26、27、28、30、31、32、33、34、 35、39、40、44、52、53、54、57、58、64、 68、75、77、78、79、80、81、82、86、87、 89、90、92、93、97、98、99、100、101、 102、106、108、111、112、113、118、120、 121、125、126、128、132、133、138、139、 146、147、148、149、152、153、154、155、 160、163、175、178、192、193、194、195、 196、197、198、199、200、201、202、203、 204、205、206、207、208、209、210、215、 216、217、218、221、222、223、224、225、 226、227、228、229、230、234、235、239、 241、242、246、247、248、250、251、252、 253、254、255、256、257、260、263、267、 268、279、280、281、282、283、284	1,522.13			
	旧有漢町	1、2、3、4、6、7、10、11、17、18、19、 21、22、23、24、25、28、36、39、42、43、 44、45、46、47、48、50	72.28			
	旧成羽町	1、2、3、4、5、6、8、11、12、18、19、20、 27、28、29、30、31、32、33、34、35、38、 40、41、42、43、44、45、46、47、53、54、 58、59、63、64、65、76、80、83、85、87、 88、89、101、105、106	150.48			
	旧川上町	2、3、4、5、8、9、12、13、15、17、20、 22、23、24、27、32、38、41、42、43、44、 46、47、48、49、50、53、54、55、56、57、 59、60、61、62、63、64、65、67、68、69、 70、72、73、80、88、91、103	143.69			
	旧備中町	6、7、21、38、48、50、51、77、87、101、 104、111、112、114、130、132、133、134、 135	64.05			
	新 見 市	(計)	358.95	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	旧新見市	1、8、12、17、19、46、88、89、92、93、 124、152、153、185、188、194、201、204、 247、255、262、263、273、276、294、319、 320、322、345、411、413	153.57			
	旧大佐町	3、22、25、29、45、60、61、71、76、77、 132	32.69			
	旧神郷町	13、20、21、24、25、27、40、71、122、126	109.76			
	旧哲多町	29、42、52、53、65、72、76、121、122	41.81			
	旧哲西町	25、33、37、47、85	21.12			
	浅 口 市	(計)	815.89	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	旧金光町	1、2、3、4、5、6、7、8、10、13、14、16	95.17			
	旧鴨方町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、 13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、 23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、 33	664.81			
	旧寄島町	3、4、5	55.91			
	早 島 町	3、6	19.05			
里 庄 町	1、2、3、4、5、6、7	185.94				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	矢掛町	1、2、3、4、5、6、10、11、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、42、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、60、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100	2,173.46			
19 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		941.32	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井原市	(計)	4.25			
	旧井原市	19	4.25			
	総 社 市	(計)	860.33			
	旧総社市	5、6、8、17、18、20、21、22、23、24、32、33、34、54、70、71、72、74、75、77、78、79、81、82、84、85、102、103、104	860.33			
	高 梁 市	(計)	57.50			
	旧高梁市	54、270、280	25.71			
	旧成羽町	29、30	31.79			
	浅口市	(計)	19.24			
旧鴨方町	21、23	19.24				
20 土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		12.61	伐採種を指定しない制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	高 梁 市	(計)	12.61			
	旧成羽町	72	12.61			
21 土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		95.37	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	総 社 市	(計)	20.03			
	旧総社市	54	20.03			
	高 梁 市	(計)	43.93			
	旧成羽町	72、74	43.93			
	新見市	(計)	31.41			
旧新見市	453	31.41				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
22 土砂流出防備保安林 保健保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		16.33	伐採種を指定しない 制限林種3に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	16.33			
	旧倉敷市	115	16.33			
23 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		76.38	伐採種を指定しない 制限林種11に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	9.74			
	旧真備町	6、10	9.74			
	高梁市	(計)	65.21			
	旧高梁市	146、147、279	65.21			
	浅口市	(計)	1.43			
旧寄島町	4	1.43				
24 土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		3.13	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ ただし、全般的な風 致の維持を考慮して施 業する	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	笠岡市	93	3.13			
25 土砂流出防備保安林 国立公園普通地域	総 数		6.20	伐採種を指定しない 制限林種19に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	笠岡市	92	5.50			
	浅口市	(計)	0.70			
	旧寄島町	1	0.70			
26 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		55.49	伐採種を指定しない 制限林種3に同じ 岡山県立自然公園 条例による	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ 風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	12.63			
	旧芳井町	16、81	12.63			
	高梁市	(計)	10.98			
	旧成羽町	21、27、40	2.31			
	旧川上町	72、73、82	8.67			
	新見市	(計)	31.88			
	旧新見市	6、349、391、427	31.88			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
27 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		449.56	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	23.86			
	旧倉敷市	158、159	23.86			
	総社市	(計)	308.53			
	旧総社市	38、39、40、42、46、47、48、49、50、54、56、64、65、67	194.09			
	旧山手村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10	114.44			
	高梁市	(計)	70.02			
	旧高梁市	62、65、66	4.82			
	旧成羽町	38、49、50、66、67、71、74	50.94			
	旧川上町	28、31、61、69、80、89、92、103	6.31			
	旧備中町	23、86、101、104、108、109、135	7.95			
	新見市	(計)	47.15			
	旧新見市	397、413、414、423、424、426、452、453	38.67			
	旧神郷町	117	8.48			
28 土砂流出防備保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		30.05	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	30.05			
	旧倉敷市	31、115、118、146	30.05			
29 土砂流出防備保安林 鳥獣特別保護地区	総 数		17.05	伐採種を指定しない制限林種1に同じ (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による)	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	矢掛町	90	17.05			
30 土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	総 数		10.53	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	10.53			
	旧倉敷市	27、29、30	10.53			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
31 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例） による史跡・名勝・天然記念物	総 数		44.70	伐採種を指定しない制限林種17に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	笠岡市	59、60	25.20			
	井原市	(計)	4.54			
	旧美星町	71、72	4.54			
	総社市	(計)	14.96			
	旧総社市	13	14.96			
32 土砂崩壊防備保安林	総 数		12.35	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	笠岡市	5	0.87			
	井原市	(計)	0.86			
	旧芳井町	21	0.86			
	浅口市	(計)	0.04			
	旧鴨方町	26	0.04			
	高梁市	(計)	7.08			
	旧高梁市	77、284	2.20			
	旧備中町	134	4.88			
	新見市	(計)	3.50			
	旧新見市	42、116	0.58			
	旧大佐町	75	0.88			
旧哲多町	48、49	1.22				
旧哲西町	69	0.82				
33 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林	総 数		0.89	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高梁市	(計)	0.89			
	旧成羽町	39	0.89			
34 干害防備保安林	総 数		19.48	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉敷市	(計)	8.35			
	旧倉敷市	34	8.35			
	井原市	(計)	11.13			
	旧井原市	59	11.13			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
35 なだれ防止保安林	総 数		3.59	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	3.59			
	旧大佐町	95、109	3.59			
36 魚付き保安林	総 数		11.59	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	倉敷市	(計)	9.80			
	旧倉敷市	90	9.80			
	笠岡市	86	1.72			
	浅口市	(計)	0.07			
	旧寄島町	1	0.07			
37 保健保安林	総 数		54.70	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	総社市	(計)	18.11			
	旧総社市	75、78、82、84、87、102、103、104	18.11			
	高梁市	(計)	3.67			
	旧高梁市	54、261	3.67			
	新見市	(計)	10.11			
	旧新見市	323、324	8.87			
	旧哲多町	104	1.24			
	浅口市	(計)	22.81			
旧鴨方町	22、23	22.81				
38 保健保安林	総 数		0.86	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ 自然公園法による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	0.86			
	旧倉敷市	136	0.86			
39 保健保安林	総 数		61.14	伐採種を指定しない制限林種 3 に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	高梁市	(計)	57.79			
	旧成羽町	69、70、71、72	54.73			
	旧川上町	109	3.06			
	新見市	(計)	3.35			
	旧大佐町	82	3.35			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
40 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		29.83	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	高 梁 市	(計)	22.39			
	旧成羽町	66、70、71	22.39			
	新 見 市	(計)	7.44			
	旧大佐町	80	7.44			
41 保健保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		3.95	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	新 見 市	(計)	3.95			
	旧哲多町	99	3.95			
42 風致保安林	総 数		0.02	伐採種を指定しない制限林種3に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	倉 敷 市	(計)	0.02			
	旧真備町	29	0.02			
43 砂防指定地	総 数		223.42	岡山県砂防指定地等管理規制による		
	倉 敷 市	(計)	62.18			
	旧倉敷市	18、19、20、22、23	61.03			
	旧真備町	6、31	1.15			
	笠 岡 市	39、41、46、58	2.65			
	井 原 市	(計)	2.03			
	旧井原市	45	0.93			
	旧芳井町	26	1.10			
	総 社 市	(計)	0.04			
	旧総社市	1	0.04			
	高 梁 市	(計)	63.29			
	旧高梁市	49、69、72、86、87、146、279	47.87			
	旧川上町	27、28、47、89	15.42			
	新 見 市	(計)	74.34			
	旧新見市	126、127、128、129、131、132、221、222、242、243、244、278	51.35			
	旧大佐町	1	2.31			
	旧哲西町	9、10	20.68			
	浅 口 市	(計)	0.38			
	旧寄島町	4、5	0.38			
矢 掛 町	65、71、72、73、81、97	18.51				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
44 砂防指定地 県立自然公園普通地域	総 数		0.05	伐採種を指定しない制限林種 6 に同じ	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	新見市	(計)	0.05			
	旧新見市	222	0.05			
45 国立公園第3種特別地域	総 数		35.80	一般的な風致の維持を考慮した施業を行う 自然公園法による	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ 風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	93	35.80			
46 国立公園普通地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.07	一般的な風致の維持を考慮した施業を行う （文化財保護法による）	伐採種を指定しない制限林種 1 に同じ	
	笠岡市	82	0.07			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
47 県立自然公園特別地域	総 数		1,723.09	全般的な風致の維持を考慮した施業を行う 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない制限林種1に同じ風致の維持等考慮して行う	
	井原市	(計)	128.02			
	旧芳井町	14、15、16、81、85	128.02			
	高梁市	(計)	1,108.11			
	旧高梁市	62、63、65	6.77			
	旧成羽町	21、22、26、27、38、39、40、62、65、67、68、69、71、72	226.38			
	旧川上町	31、32、33、37、71、72、73、80、81、82、83、84、109、110、111	221.19			
	旧備中町	24、25、54、55、64、65、66、67、73、74、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、90、91、93、94、114、115、118、119、120、121、125、126、130	653.77			
	新見市	(計)	486.96			
	旧新見市	3、5、6、7、27、141、161、162、348、349、383、384、387、389、391、392、393、403、405、406、407、422、427、429	468.12			
	旧大佐町	82	10.27			
旧神郷町	110	8.57				
48 県立自然公園特別地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		39.89	伐採種を指定しない制限林種47に同じ岡山県立自然公園条例による（文化財保護法（条例）による）	伐採種を指定しない制限林種1に同じ風致の維持等考慮して行う	
	井原市	(計)	0.22			
	旧芳井町	15	0.22			
	総社市	(計)	1.51			
	旧総社市	65	1.51			
	高梁市	(計)	35.58			
	旧川上町	37、84	20.91			
	旧備中町	3、4	14.67			
	新見市	(計)	2.58			
	旧新見市	383、406、407、429	2.58			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
49 県立自然公園普通地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		4.24	文化財保護法による		
	総 社 市	(計)	0.26			
	旧総社市	66	0.26			
	高 梁 市	(計)	3.98			
	旧川上町	61、62	3.98			
50 県郷土自然特別保護地区	総 数		0.53	伐採種を指定しない制限林種17に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	井 原 市	(計)	0.53			
	旧芳井町	47	0.53			
51 鳥獣特別保護地区	総 数		41.90	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による		
	高 梁 市	(計)	0.15			
	旧備中町	64	0.15			
	新 見 市	(計)	33.97			
	旧新見市	249	33.97			
矢 掛 町	90	7.78				
52 都市計画法による風致地区	総 数		17.62	県風致地区条例による		
	倉 敷 市	(計)	17.62			
	旧倉敷市	27	17.62			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
53 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		74.28	文化財保護法（条例）による		
	笠 岡 市	59、60	0.44			
	井 原 市	(計)	51.56			
	旧井原市	70	14.06			
	旧美星町	71、72、74、81、82	37.39			
	旧芳井町	15	0.11			
	高 梁 市	(計)	2.52			
	旧川上町	61	2.52			
	新 見 市	(計)	12.78			
	旧新見市	40	2.11			
	旧哲多町	76	2.92			
	旧哲西町	14、53	7.75			
	矢 掛 町	62、63、64	6.98			

イ 伐採種を択伐とするもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林	総数		11.48	1 主伐は択伐とする 2 主伐は当地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象に、その時の立木材積の2/10以内とする。 4 立木の伐採の限度 (ア) 伐採年度毎に択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に択伐率(当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が3/10を超えるときは3/10とする)を乗じた材積とする。 (イ) 伐採年度毎に間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の2/10を超えずかつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が、8/10を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
	倉敷市	(計)	4.84			
	旧倉敷市	31、135、136	4.84			
	高梁市	(計)	3.96			
	旧高梁市	72、73	3.96			
	新見市	(計)	2.46			
	旧新見市	42	0.33			
	旧神郷町	47	2.13			
	浅口市	(計)	0.22			
	旧金光町	15	0.22			
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総数		3.12	択伐による制限林種1に同じ		
	倉敷市	(計)	1.83			
	旧真備町	16	1.83			
	井原市	(計)	1.29			
	旧井原市	43、44	1.29			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
3 水源かん養保安林 保健保安林 土砂流出防備保安林	総 数		27.08	択伐による制限林種1に同じ ただし、地域の景観の維持を考慮して施業を行う		
	井原市	(計)	27.08			
	旧井原市	45、46、49	27.08			
4 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		124.29	択伐による制限林種3に同じ		
	井原市	(計)	7.59			
	旧井原市	40、45	7.59			
	高梁市	(計)	74.60			
	旧高梁市	50、54、55	74.60			
	新見市	(計)	32.38			
	旧新見市	323、324	6.88			
	旧大佐町	55	13.25			
	旧哲西町	51、52	12.25			
	里庄町	2	3.43			
	矢掛町	89	6.31			
5 水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 県立自然公園特別地域	総 数		0.17	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による（岡山県砂防指定地等管理規制による）	風致の維持等考慮して行う	
	高梁市	(計)	0.17			
	旧川上町	110	0.17			
6 水源かん養保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		1.56	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	1.56			
	旧倉敷市	134	1.56			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
7 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		49.58	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	高 梁 市	(計)	47.66			
	旧成羽町	66、67、68、69、72	40.34			
	旧川上町	110	7.32			
	新見市	(計)	1.92			
	旧大佐町	57	1.92			
8 水源かん養保安林 保健保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		5.41	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	高 梁 市	(計)	5.41			
	旧川上町	110	5.41			
9 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		35.78	択伐による制限林種3に同じ		
	新見市	(計)	35.78			
	旧大佐町	55、57	35.78			
10 水源かん養保安林 保健保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		5.17	択伐による制限林種3に同じ		
	新見市	(計)	5.17			
	旧哲多町	100	5.17			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
11 鳥獣特別保護地区 水源かん養保安林	総 数		26.65	択伐による制限林種3に同じ (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による)		
	矢掛町	90	26.65			
12 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 水源かん養保安林	総 数		75.50	択伐による制限林種3に同じ (文化財保護法による)		
	新見市	(計)	75.50			
	旧哲西町	9、12、51、52、53	75.50			
13 国立公園第2種特別地域 水源かん養保安林	総 数		2.29	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による		
	倉敷市	(計)	2.29			
	旧倉敷市	135、136	2.29			
14 土砂流出防備保安林	総 数		1,362.75	択伐による制限林種1に同じ		
	倉敷市	(計)	657.85			
	旧倉敷市	1、2、3、4、5、7、11、27、28、30、32、74、75、85、86、90、91、92、95、96、97、98、99、100、101、125、130、136、144、145、149	462.25			
	旧真備町	2、7、8、9、10、11、19、20、21、24、31	195.60			
	笠岡市	2、23、46、73、74、77、79、80、83、88	66.08			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出防備保安林	井原市	(計)	188.23	択伐による制限林種 1に同じ		
	旧井原市	1、3、4、7、8、12、18、19、21、22、37、 40、41、42、43、44、45、47、48、51	182.62			
	旧美星町	73、75	1.51			
	旧芳井町	1、15、16、48	4.10			
	総社市	(計)	306.72			
	旧総社市	1、2、3、4、8、9、38、50、54、58、59、 63、100、101、107、154	306.72			
	高梁市	(計)	17.00			
	旧高梁市	218、221、280	0.79			
	旧有漢町	4、5、11、13、21、30	4.29			
	旧成羽町	19、73、80、81、89、101	10.42			
	旧川上町	2	0.23			
	旧備中町	37	1.27			
	新見市	(計)	6.30			
	旧新見市	89、262	2.97			
	旧哲西町	34	3.33			
	浅口市	(計)	50.88			
	旧金光町	1、2、4、5、14	28.28			
	旧鴨方町	4、5、15	21.61			
	旧寄島町	1、3、5	0.99			
	里庄町	2、3	43.34			
矢掛町	21、22、63、64、65、91、99	26.35				
15	総 数		0.89	択伐による制限林種 1に同じ		
土砂崩壊防備保安林	高梁市	(計)	0.89			
	旧高梁市	77	0.82			
	旧備中町	23	0.07			
16	総 数		0.83	択伐による制限林種 1に同じ		
土砂流出防備保安林	倉敷市	(計)	0.83			
	旧倉敷市	13	0.83			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
17 土砂流出防備保安林 保健保安林 魚付き保安林	総 数		2.62	択伐による制限林種1に同じ		
	笠岡市	91	2.62			
18 土砂流出防備保安林 国立公園普通地域 魚付き保安林	総 数		0.85	択伐による制限林種1に同じ ただし、風致の保護並びに公園の利用を考慮して施業を行う		
	笠岡市	91	0.85			
19 土砂流出防備保安林 魚付き保安林	総 数		1.61	択伐による制限林種1に同じ		
	笠岡市	88	1.61			
20 土砂流出防備保安林 保健保安林 魚付き保安林	総 数		18.39	択伐による制限林種1に同じ		
	倉敷市	(計)	18.39			
	旧倉敷市	151	18.39			
21 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域 保健保安林 魚付き保安林	総 数		41.06	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	19.55			
	旧倉敷市	150、151	19.55			
	笠岡市	83、84	21.51			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
22 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		5.14	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	3.84			
	旧倉敷市	151	3.84			
	笠岡市	81、83	1.30			
23 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		15.49	択伐による制限林種 19に同じ		
	笠岡市	82、91、92	15.49			
24 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 国立公園第2種特別地域	総 数		6.52	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による (文化財保護法による)	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	81、83	6.52			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
25 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 文化財保護法（条例） 国立公園普通地域 による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.37	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	82	0.37			
26 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		386.71	択伐による制限林種3に同じ		
	倉敷市	(計)	8.67			
	旧倉敷市	53、90	8.67			
	笠岡市	52、53	45.58			
	井原市	(計)	90.65			
	旧井原市	8、18、19、40、42、43、44、49	90.65			
	総社市	(計)	176.98			
	旧総社市	1、2、75、76	176.98			
	高梁市	(計)	16.78			
	旧高梁市	55、279	16.78			
	里庄町	2	4.35			
矢掛町	88、89	43.70				
27 土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		14.72	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	1.54			
	旧倉敷市	134、135	1.54			
	笠岡市	83	13.18			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
28 土砂流出防備保安林 保健保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		71.14	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	81、83、84	71.14			
29 土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		11.79	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	新見市	(計)	11.79			
	旧新見市	427	11.79			
30 土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣特別保護地区	総 数		3.03	択伐による制限林種3に同じ (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による)		
	矢掛町	90	3.03			
31 土砂流出防備保安林 保安施設地区	総 数		0.04	択伐による制限林種1に同じ		
	総社市	(計)	0.04			
	旧総社市	37	0.04			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
32 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		2.01	択伐による制限林種1に同じ (岡山県砂防指定地等管理規則による)		
	倉敷市	(計)	2.01			
	旧倉敷市	5	0.33			
	旧真備町	10	1.68			
33 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		175.96	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	127.45			
	旧倉敷市	86、87、91、92、93、95、134、135、150	127.45			
	笠岡市	64、68、69、81	45.86			
	浅口市	(計)	2.65			
	旧寄島町	1	2.65			
34 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		31.35	択伐による制限林種25に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	14.76			
	旧倉敷市	91	14.76			
	笠岡市	81、83	16.59			
35 土砂流出防備保安林 国立公園普通地域	総 数		7.53	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	81、82、91、92	7.53			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
36 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例） 国立公園普通地域 による史跡・名勝・天然記念物	総 数		1.81	択伐による制限林種 25に同じ		
	笠岡市	81	1.81			
37 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		9.68	択伐による制限林種 13に同じ 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	8.51			
	旧芳井町	15	8.51			
	高梁市	(計)	0.85			
	旧川上町	80、84	0.85			
	新見市	(計)	0.32			
	旧新見市	427	0.32			
38 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		234.41	択伐による制限林種 1に同じ		
	総社市	(計)	221.50			
	旧総社市	39、49、50、54、55、56、65	220.20			
	旧山手村	6	1.30			
	高梁市	(計)	12.16			
	旧成羽町	38、72、73	10.07			
	旧川上町	89	0.10			
	旧備中町	23	1.99			
	新見市	(計)	0.75			
	旧新見市	357	0.75			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
39 土砂流出防備保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		0.28	択伐による制限林種 1に同じ		
	倉敷市	(計)	0.28			
	旧倉敷市	31	0.28			
40 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		1.63	択伐による制限林種 25に同じ		
	総社市	(計)	1.63			
	旧総社市	67	1.63			
41 土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	総 数		13.49	択伐による制限林種 1に同じ (県風致地区条例による)		
	倉敷市	(計)	13.49			
	旧倉敷市	27	13.49			
42 土砂流出防備保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		129.12	択伐による制限林種 1に同じ (文化財保護法(条例)による)		
	井原市	(計)	26.38			
	旧美星町	82	26.38			
	総社市	(計)	26.69			
	旧総社市	12、13	26.69			
	矢掛町	63、64、65	76.05			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
43 土砂崩壊防備保安林	総 数		68.31	択伐による制限林種 1に同じ		
	倉敷市	(計)	16.43			
	旧倉敷市	108、114	16.43			
	笠岡市	71	0.33			
	井原市	(計)	0.61			
	旧芳井町	9	0.61			
	総社市	(計)	0.31			
	旧総社市	105	0.31			
	高梁市	(計)	22.83			
	旧高梁市	21、27、32、77、97	21.85			
	旧有漢町	11、16、32、46、49	0.98			
	新見市	(計)	26.67			
	旧新見市	97、124、138、153、289、319、322	14.45			
	旧神郷町	20、68	4.17			
	旧哲多町	89、90	3.37			
	旧哲西町	6、22、33、53、69	4.68			
浅口市	(計)	0.86				
旧寄島町	2	0.86				
早島町	6	0.27				
44 土砂崩壊防備保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		1.69	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	64	0.43			
	浅口市	(計)	1.26			
	旧寄島町	1	1.26			
45 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		1.48	択伐による制限林種 3に同じ 岡山県立自然公園条 例による	風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	0.41			
	旧芳井町	85	0.41			
	高梁市	(計)	1.07			
	旧成羽町	39	1.07			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
46 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		0.13	択伐による制限林種 1に同じ		
	新見市	(計)	0.13			
	旧新見市	27、450	0.13			
47 防風保安林	総 数		1.68	択伐による制限林種 1に同じ		
	笠岡市	16、89	1.68			
48 防風保安林 魚付き保安林	総 数		26.70	択伐による制限林種 1に同じ		
	笠岡市	76、88、89、90	26.70			
49 防風保安林 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		0.56	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	82	0.56			
50 防風保安林 魚付き保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		1.50	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	82	1.50			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
51 防風保安林 魚付き保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		3.92	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	93	3.92			
52 防風保安林 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		14.05	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	91、92	14.05			
53 防風保安林 国立公園普通地域	総 数		3.25	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	91、92	3.25			
54 水害防備保安林	総 数		9.58	択伐による制限林種1に同じ		
	総社市	(計)	9.33			
	旧総社市	118、119、159、160、190、191、194、195	9.33			
	高梁市	(計)	0.25			
	旧高梁市	84	0.25			
55 水害防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		1.57	択伐による制限林種1に同じ		
	高梁市	(計)	1.57			
	旧高梁市	59、277	1.57			
56 なだれ防止保安林	総 数		101.74	択伐による制限林種1に同じ		
	新見市	(計)	101.74			
	旧新見市	111、112、121、128、171	40.18			
	旧大佐町	107、109、111、112、133、136、137	57.11			
	旧神郷町	78、123	4.45			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
57 落石防止保安林	総 数		13.38	択伐による制限林種 1に同じ		
	高 梁 市	(計)	12.54			
	旧高梁市	170	12.54			
	新 見 市	(計)	0.84			
	旧新見市	42	0.84			
58 防火保安林	総 数		0.74	択伐による制限林種 1に同じ		
	新 見 市	(計)	0.74			
	旧大佐町	111、112	0.74			
59 魚付き保安林	総 数		37.77	択伐による制限林種 1に同じ		
	倉敷市	(計)	16.28			
	旧倉敷市	2、3、88、89、147	16.28			
	笠岡市	76、88、89	21.49			
60 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域 保健保安林	総 数		9.02	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	9.02			
	旧倉敷市	151	9.02			
61 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		40.57	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	27.45			
	旧倉敷市	7、8、90、150、151	27.45			
	笠岡市	64、84	9.15			
	浅口市	(計)	3.97			
	旧寄島町	1	3.97			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
62 魚付き保安林 国立公園第3種特別地域	総 数		7.94	択伐による制限林種19に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	93	7.94			
63 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		22.56	択伐による制限林種19に同じ		
	笠岡市	91、92	22.56			
64 保健保安林	総 数		5.81	択伐による制限林種3に同じ		
	倉敷市	(計)	0.39			
	旧倉敷市	89	0.39			
	総社市	(計)	1.90			
	旧山手村	3、4	1.90			
	浅口市	(計)	3.52			
	旧鴨方町	23	3.52			
65 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		2.35	択伐による制限林種13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	倉敷市	(計)	2.35			
	旧倉敷市	134、136	2.35			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
66 保健保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 国立公園第2種特別地域	総 数		1.52	択伐による制限林種 25に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	83	1.52			
67 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		59.29	択伐による制限林種 3に同じ 岡山県立自然公園条 例による	風致の維持等考慮 して行う	
	高梁市	(計)	59.29			
	旧成羽町	66、67、68、69	59.29			
68 保健保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 国立公園特別地域	総 数		16.33	択伐による制限林種 3に同じ 岡山県立自然公園条 例による	風致の維持等考慮 して行う	
	井原市	(計)	16.33			
	旧芳井町	15	16.33			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
69 風致保安林	総 数		1.13	択伐による制限林種 1に同じ		
	笠岡市	14、15	0.21			
	井原市	(計)	0.62			
	旧美星町	79	0.62			
	新見市	(計)	0.19			
	旧新見市	338	0.19			
	里庄町	2	0.11			
70 保安施設地区	総 数		0.58	択伐による制限林種 1に同じ		
	矢掛町	39	0.58			
71 砂防指定地	総 数		0.42	原則として択伐とする (岡山県砂防指定地等 管理規則による)		
	倉敷市	(計)	0.29			
	旧倉敷市	5	0.29			
	総社市	(計)	0.13			
	旧総社市	1	0.13			
72 国立公園第2種特別地域	総 数		290.49	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	倉敷市	(計)	94.93			
	旧倉敷市	87、90、91、92、95、134、135、136、150	94.93			
	笠岡市	64、65、67、68、69、81、82、83、84	179.58			
	浅口市	(計)	15.98			
	旧寄島町	1	15.98			
73 国立公園第2種特別地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.12	択伐による制限林種 13に同じ 自然公園法による	風致の維持等考慮 して行う	
	笠岡市	82	0.12			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
74 県立自然公園特別地域	総 数		10.64	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	風致の維持等考慮して行う	
	高 梁 市	(計)	10.64			
	旧川上町	83	0.69			
	旧備中町	126	9.95			
75 県立自然公園特別地域 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		4.83	択伐による制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による（文化財保護法（条例）による）	風致の維持等考慮して行う	
	高 梁 市	(計)	4.83			
	旧川上町	84	4.83			
76 都市計画法による風致地区	総 数		6.17	県風致地区条例による		
	倉敷市	(計)	6.17			
	旧倉敷市	27、29	6.17			

ウ 伐採種を禁伐とするもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林 落石防止保安林	総数		0.19	禁伐とする		
	新見市	(計)	0.19			
	旧哲多町	60	0.19			
2 水源かん養保安林 防火保安林	総数		1.82	禁伐とする		
	笠岡市	37、39、40	1.82			
3 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区 保健保安林	総数		2.57	禁伐とする		
	新見市	(計)	2.57			
	旧哲多町	101	2.57			
4 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区	総数		2.80	禁伐とする		
	高梁市	(計)	2.80			
	旧高梁市	240	2.80			
5 土砂流出防備保安林	総数		2.69	禁伐とする		
	総社市	(計)	2.64			
	旧総社市	31、85、91	2.64			
	高梁市	(計)	0.05			
	旧成羽町	88	0.05			
6 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域	総数		3.58	禁伐とする 自然公園法による	風致の維持等考慮して行う	
	笠岡市	81	3.58			

7 土砂流出防備保安林 なだれ防止保安林	総数		1.95	禁伐とする		
	新見市		(計) 1.95			
	旧新見市	171	1.95			
8 土砂流出防備保安林 防火保安林	総数		5.88	禁伐とする		
	笠岡市	36、37、39、44、46、47、48	5.88			
9 土砂流出防備保安林 保健保安林 防火保安林	総数		6.65	禁伐とする		
	総社市		(計) 6.65			
	旧総社市	72、74、75、76	6.65			
10 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域	総数		0.50	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	81	0.50			
11 土砂流出防備保安林 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総数		0.50	禁伐による制限 林種6に同じ (文化財保護法による)		
	笠岡市	83	0.50			
12 土砂流出防備保安林 保健保安林	総数		0.81	禁伐とする		
	総社市		(計) 0.81			
	旧総社市	75、85	0.81			

13 土砂流出防備保安林 保安施設地区	総数		1.24	禁伐とする (森林法施行令による)		
	総社市	(計)	1.24			
	旧総社市	16、17、21、37	1.24			
14 土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域	総数		8.25	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	倉敷市	(計)	2.62			
	旧倉敷市	87	2.62			
	笠岡市	81	5.63			
15 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総数		3.25	禁伐とする		
	総社市	(計)	3.25			
	旧総社市	56	3.25			
16 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林	総数		2.37	禁伐とする		
	新見市	(計)	2.37			
	旧新見市	54	2.37			
17 土砂崩壊防備保安林 県立自然公園普通地域	総数		0.44	禁伐とする		
	新見市	(計)	0.44			
	旧新見市	376	0.44			
18 防風保安林 国立公園第1種特別地域 魚付き保安林	総数		6.57	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	81、82、91	6.57			

19 防風保安林 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総数		0.44	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	笠岡市	82	0.44			
20 なだれ防止保安林	総数		2.05	禁伐とする		
	新見市	(計)	2.05			
	旧新見市	170	1.82			
	旧神郷町	85	0.23			
21 落石防止保安林	総数		88.78	禁伐とする		
	高梁市	(計)	58.95			
	旧高梁市	80、84、170、196、258	58.95			
	新見市	(計)	29.83			
	旧新見市	28、29、30、31、34、35、37、54、61、 246、261、262、322、329、330	20.93			
旧神郷町	34、122、139	8.90				
22 落石防止保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総数		61.08	禁伐とする 岡山県立自然公 園条例による	風致の維持等考 慮して行う	
	新見市	(計)	61.08			
	旧新見市	3、5、6	61.08			
23 落石防止保安林 県立自然公園特別地域	総数		14.14	禁伐とする 岡山県立自然公 園条例による	風致の維持等考 慮して行う	
	新見市	(計)	14.14			
	旧新見市	3、5、6、389、391	14.14			
24 落石防止保安林 県立自然公園普通地域	総数		7.04	禁伐とする		
	新見市	(計)	7.04			
	旧新見市	384、389、394	7.04			

25 防火保安林	総 数		0.12	禁伐とする		
	笠岡市	39、46	0.12			
26 魚付き保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		14.97	禁伐による制限 林種6に同じ	風致の維持等考 慮して行う	
	倉敷市	(計)	7.28			
	旧倉敷市	7、90	7.28			
	笠岡市	81、91	7.69			
27 保安施設地区	総 数		3.77	禁伐とする (森林法施行令に よる)		
	倉敷市	(計)	0.48			
	旧倉敷市	81	0.10			
	旧真備町	23	0.38			
	笠岡市	1	0.08			
	井原市	(計)	0.31			
	旧芳井町	43、79	0.31			
	総社市	(計)	0.33			
	旧総社市	13、158	0.33			
	高梁市	(計)	0.20			
	旧成羽町	6	0.08			
	旧備中町	6	0.12			
	新見市	(計)	0.51			
	旧大佐町	60	0.51			
	浅口市	(計)	0.80			
	旧金光町	5、15	0.42			
	旧鴨方町	23	0.10			
	旧寄島町	5	0.28			
	矢掛町	93、95	0.58			
	28 国立公園第1種特別地域	総 数				
笠岡市		72、81、82、85、88、93	6.35			

2 その他必要な事項

なし

Ⅲ 附属資料

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準

第1 目的

この基準は、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画の対象となる民有林及び国有林において森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第2項第4号及び同法第10条の5第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域（以下「区域」という。）を設定する際の必要事項を定めるものであり、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。

第2 区域の対象とする鳥獣

区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカを基本とし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（クマ等）を対象とすることができるものとする。

第3 区域の設定対象とする森林及び設定の単位

区域の設定対象とする森林は、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林のうち、人工林であるものを基本とするが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めることができるものとする。

なお、区域は林班を単位として設定するものとする。また、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

第4 区域の設定方法

区域の設定は、以下の手順及び附録に基づき実施するものとする。

1 森林生態系多様性基礎調査の調査結果による区域候補地の抽出

- (1) 林野庁が全国の森林において約1万5千点の調査地点を設定し、各調査地点における森林の動態等を5年周期で調査する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を区域設定の基礎データとして用いることとする。
- (2) 森林生態系多様性基礎調査の調査地点を中心とした4km四方の地域区画（以下「4kmメッシュ」という。）を作成した後、各調査地点の最新の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認された4kmメッシュ（以下「区域候補メッシュ」という。）を抽出するものとする。
- (3) 森林計画図その他の林班に関する情報を記した図面と、区域候補メッシュを重ね合わせることにより、区域候補メッシュに全部又は一部が包含される林班を抽出し、当該抽出された林班を区域候補地とするものとする。

2 区域候補地の補正

- (1) 森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない林班については、必

要に応じて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条又は第7条の2に基づき都道府県知事により定められる第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画、研究論文等の文献、地方公共団体や森林管理局署による調査、森林組合や地域住民からの情報その他の対象鳥獣による森林被害又は対象鳥獣の生息に関する情報（以下「補完情報」という。）と突合し、対象鳥獣による森林被害が確認された場合又は森林被害発生のおそれがある場合、区域候補地に加えるものとする。

- (2) 補完情報と突合した結果、対象鳥獣による森林被害が確認された又は森林被害発生のおそれのある4kmメッシュについては、区域候補メッシュとすることができ、区域候補地の抽出にあたっては1(3)により行うものとする。
- (3) 1により抽出された区域候補地の林班については、必要に応じて、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。

3 区域の確定

1及び2により得られた区域候補地については、市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画（以下「市町村森林整備計画等」という。）の樹立又は変更に係る所定の手続きを経て、区域として確定するものとする。

第5 その他区域設定に当たって考慮すべき事項

1 関係者等の意見の反映

区域の確定に当たっては、市町村森林整備計画等の作成に際して行う学識経験を有する者からの意見聴取及び当該計画案の公告・縦覧を通じて得られる地域住民を始めとする関係者の意見を踏まえ、必要に応じて修正を加えるものとする。

なお、学識経験を有する者からの意見聴取に当たっては、必要に応じて農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程細則（平成27年9月1日付け環自野発第1509091号）第1の2に規定する鳥獣保護管理捕獲コーディネーターをいう。）等の専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

2 区域の見直し

- (1) 市町村森林整備計画等において定められた区域については、森林生態系多様性基礎調査において調査地点ごとに新たな調査結果が得られた場合又は第4の2(1)に掲げる情報について新たな情報が得られた場合において、対象鳥獣による森林被害の状況又は対象鳥獣の生息状況に著しい変化があったことが確認される場合等にあつては、必要に応じて、市町村森林整備計画等の樹立又は変更により見直しを行うものとする。
- (2) (1)の区域の見直しに当たっては、第4の規定を準用するものとする。

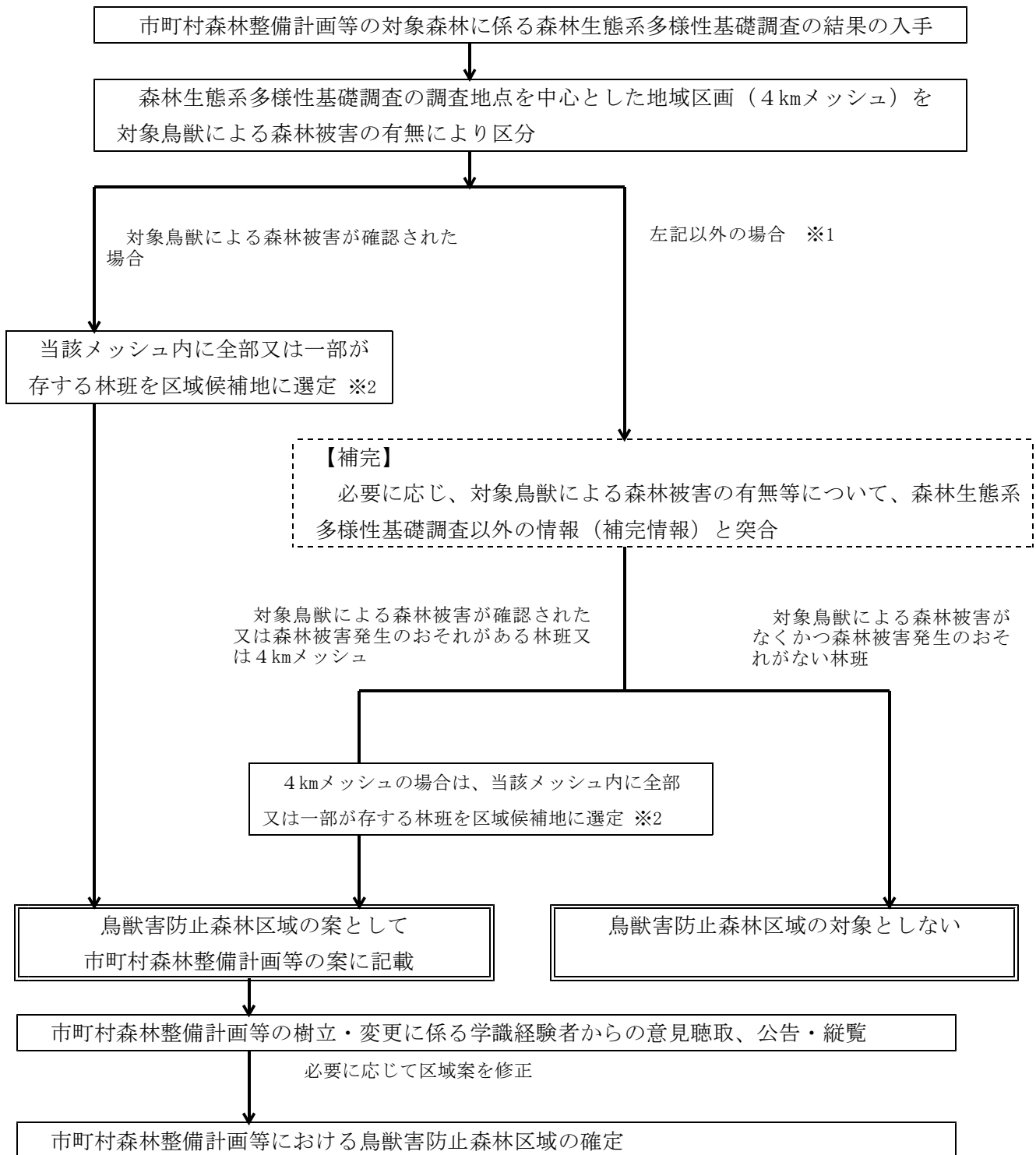
3 対象鳥獣による森林被害が確認されない等の場合の区域の設定

第4の1(1)及び2(1)に掲げる各種データ及び情報により市町村森林整備計画等の対象森林の全域において対象鳥獣による森林被害がなく、今後の被害発生のおそれもないと判断される場合は、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定については、「設定なし」と記載することとする。

4 民有林及び国有林の調整

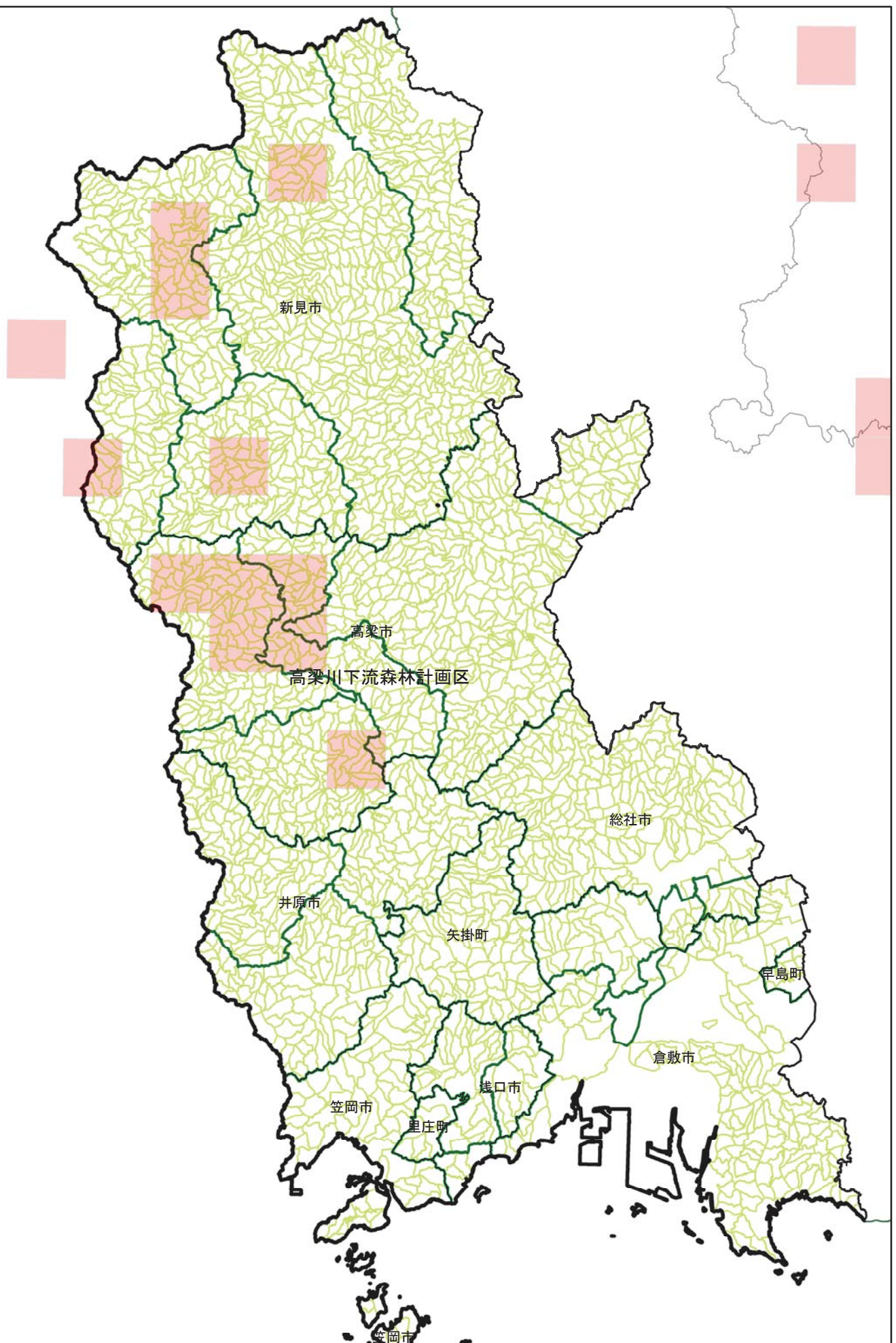
民有林と国有林が接する地域においては、当該地域の森林が所在する市町村と当該地域の国有林を管理する森林管理局が十分な時間的余裕を持って調整した上で、区域を適切に設定するものとする。

鳥獣害防止森林区域の設定に関するフローチャート




※1：森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない場合。

※2：必要に応じ、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。



森林生態系基礎調査の調査結果による
鳥獣害防止森林区域候補地
【高梁川下流森林計画区】

候補地 : 

参 考 資 料

1. 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	246,452	164,567	10,504.8	154,062	66.8	
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	35,563	9,909	85	9,825	27.9
	笠 岡 市	13,624	5,161	54	5,107	37.9
	井 原 市	24,354	15,866	0	15,866	65.1
	総 社 市	21,190	13,327	43	13,284	62.9
	高 梁 市	54,699	42,833	1,067	41,766	78.3
	新 見 市	79,329	68,256	9,113	59,142	86.0
	浅 口 市	6,646	2,939	67	2,872	44.2
	早 島 町	762	92	0	92	12.0
	里 庄 町	1,223	384	0	384	31.4
	矢 掛 町	9,062	5,801	76	5,725	64.0
局 別 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)	57,515	23,328	127	23,200	40.6
	備中県民局井笠地域	54,909	30,151	198	29,953	54.9
	備中県民局高梁地域	54,699	42,833	1,067	41,766	78.3
	備中県民局新見地域	79,329	68,256	9,113	59,142	86.0

- (注) 1. 区域面積は、令和2年7月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。
2. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(2) 地 況

ア 気 候

計画区の北部地域は、年平均気温10℃～12℃、年降水量 1,300～1,800mm程度、積雪量も多く日本海型気候である。中部地域から南部地域は降水量が少なく、晴れの日が多く比較的温暖な瀬戸内海型気候で年平均14℃～16℃、年降水量1,000～1,300mm程度である。

観測地点	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	最積雪量 (cm)	主風の方 向	備 考
	最高平均	最低平均	年 平均				
千 屋	17.5	6.7	11.8	1,538	51	北 西	
高 梁	21.3	10.4	15.0	956		北北東	
倉 敷	21.3	12.1	16.4	732		西南西	

(注) 気象庁ホームページ掲載の統計資料 (2019年) による。

イ 地 勢

計画区の北部には、花見山の 1,188mを最高峰として、剣森山 1,034m、雄山 1,153m、雌山 1,067m、天銀山 980m、二子山 1,075m、大佐山 988m等中国山地を形成する 1,000m級前後の山が並び壮年期地形を形成している。

中部地域は、天神山 777m、弥高山 654m、秋葉山 591m、大平山 698m等500～600m級の山々が連なった吉備高原山地から、南に下って瀬戸内沿岸の平野部に至るまでの地形は、なだらかな傾斜が続いており、計画区南部に平坦地が多く、中北部は山間地に点在する平坦地と傾斜地が主体となっている。

ウ 地質、土壌等

地質についてみると、計画区は、中生代後期から新生代初期火山岩類の安山岩、流紋岩、花崗岩のおおむね3種類の岩石によって占められている。石灰岩は新見市の一部地域(旧新見市南部)、高梁市の一部地域(旧川上郡)にみられ、かんらん岩、蛇紋岩、黒色辺岩もかなり広く分布している。また、笠岡市北部、井原市の一部地域(旧井原市、旧芳井町)に泥岩、砂岩等非石灰岩類がみられる。次に土壌についてみると、北部地域は、褐色森林土が大部分を占めるほか、黒色土がモザイク状に分布している。山頂から尾根、山腹上部にかけて乾性褐色森林土が分布し、適潤性褐色森林土は斜面中部から下部及び谷筋にかけて出現する。中部地域は乾性褐色森林土の出現率が高くなり、適潤性褐色森林土は谷筋や斜面下部の一部に限られ、更に、乾性赤色系褐色森林土、乾性褐色森林土が分布している。

南部地域は、深層風化を受けた花崗岩、流紋岩を中心に未熟土群、赤色系褐色森林土、乾性褐色森林土が分布している。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	246,452	164,567	19,509	13,182	6,327	62,376	15,753	
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	35,563	9,909	4,143	3,200	943	21,511	8,589
	笠 岡 市	13,624	5,161	1,980	700	1,280	6,483	1,634
	井 原 市	24,354	15,866	2,480	1,340	1,140	6,008	997
	総 社 市	21,190	13,327	2,466	2,120	346	5,397	1,303
	高 梁 市	54,699	42,833	3,020	1,900	1,120	8,846	899
	新 見 市	79,329	68,256	3,039	2,340	699	8,034	764
	浅 口 市	6,646	2,939	931	500	431	2,776	703
	早 島 町	762	92	153	138	15	517	229
	里 庄 町	1,223	384	162	93	69	677	206
	矢 掛 町	9,062	5,801	1,135	851	284	2,126	429
局 別 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)	57,515	23,328	6,762	5,458	1,304	27,426	10,121
	備中県民局井笠地域	54,909	30,151	6,688	3,484	3,204	18,070	3,970
	備中県民局高梁地域	54,699	42,833	3,020	1,900	1,120	8,846	899
	備中県民局新見地域	79,329	68,256	3,039	2,340	699	8,034	764

- (注) 1. 田畑の面積は、平成28～29年岡山農林水産統計年報による。
 2. 宅地面積は、平成30年岡山県統計年報による。
 3. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：千万円

区 分		総 数	第1次産業 (農業産出額)	第2次産業	第3次産業
総 数		719,821	4,999	561,017	153,805
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	543,535	1,031	437,730	104,774
	笠 岡 市	26,227	599	18,657	6,971
	井 原 市	19,716	957	14,146	4,613
	総 社 市	33,307	293	25,429	7,585
	高 梁 市	18,978	741	14,803	3,434
	新 見 市	14,636	1,066	9,373	4,197
	浅 口 市	9,040	119	5,422	3,499
	早 島 町	17,255	17	1,268	15,970
	里 庄 町	30,555	14	29,193	1,348
	矢 掛 町	6,572	162	4,996	1,414
局 別 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)	594,097	1,341	464,427	128,329
	備中県民局井笠地域	92,110	1,851	72,414	17,845
	備中県民局高梁地域	18,978	741	14,803	3,434
	備中県民局新見地域	14,636	1,066	9,373	4,197

- (注) 1. ※第1次産業は平成28～29年岡山農林水産統計年報による。
 2. 第2次産業は、2019年工業統計調査による。
 3. 第3次産業は、平成28年経済センサスによる。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	353,514	13,482	12,640	372	470	105,237	234,795	
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	218,796	4,043	3,793	23	227	63,746	151,007
	笠 岡 市	22,176	1,041	893	3	145	7,054	14,081
	井 原 市	19,177	1,387	1,375	11	1	7,228	10,562
	総 社 市	31,878	1,453	1,437	16		8,907	21,518
	高 梁 市	14,830	1,872	1,821	51		4,361	8,597
	新 見 市	14,373	2,207	1,945	256	6	3,829	8,337
	浅 口 市	14,871	652	563	1	88	4,782	9,437
	早 島 町	5,602	100	100			1,266	4,236
	里 庄 町	5,110	113	110		3	1,777	3,220
	矢 掛 町	6,701	614	603	11		2,287	3,800
局 別 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)	256,276	5,596	5,330	39	227	73,919	176,761
	備中県民局井笠地域	68,035	3,807	3,544	26	237	23,128	41,100
	備中県民局高梁地域	14,830	1,872	1,821	51	0	4,361	8,597
	備中県民局新見地域	14,373	2,207	1,945	256	6	3,829	8,337

(注) 2015年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積，成長量：m3

区	分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級				
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
立	総 数	総 数	148,479.99	22,671,981	231,020	195.87			259.45	335	103	944.84	31,855	6,282	
		針	56,106.72	15,651,255	214,557	161.47			186.01			720.58	25,163	5,636	
		広	92,373.27	7,020,726	16,463	34.40			73.44	335	103	224.26	6,693	645	
	人	総 数	総 数	46,243.39	12,675,519	197,888	182.17			219.17	51	51	791.65	27,549	5,798
			針	45,539.81	12,634,298	196,851	161.47			186.01			712.73	24,933	5,573
			広	703.58	41,221	1,037	20.70			33.16	51	51	78.92	2,616	225
		工 育単層成林	総 数	42,591.20	11,663,931	186,083	178.23			193.90	51	51	656.19	24,418	4,431
			針	41,892.59	11,622,943	185,055	157.61			161.21			579.04	21,863	4,211
			広	698.61	40,988	1,028	20.62			32.69	51	51	77.15	2,555	220
		工 育複層成林	総 数	3,652.19	1,011,588	11,805	3.94			25.27			135.46	3,131	1,368
			針	3,647.22	1,011,355	11,795	3.86			24.80			133.69	3,071	1,362
			広	4.97	233	10	0.08			0.47			1.77	60	6
	木	天 総 数	総 数	102,236.60	9,996,463	33,132	13.70			40.28	285	52	153.19	4,306	483
			針	10,566.91	3,016,958	17,706							7.85	229	63
			広	91,669.69	6,979,505	15,426	13.70			40.28	285	52	145.34	4,077	420
天 育単層成林		総 数	2,757.96	254,959	555	0.05						30.51	931	90	
		針	0.77	234	1										
		広	2,757.19	254,725	555	0.05						30.51	931	90	
天 育複層成林		総 数	1,172.94	122,015	392							9.32	205	26	
		針	142.34	42,716	248							1.22	37	6	
		広	1,030.60	79,299	145							8.10	168	20	
地 天生		総 数	98,305.70	9,619,489	32,184	13.65			40.28	285	52	113.36	3,170	368	
		針	10,423.80	2,974,007	17,458							6.63	193	57	
		広	87,881.90	6,645,481	14,727	13.65			40.28	285	52	106.73	2,977	311	
地 然林		広	87,881.90	6,645,481	14,727	13.65			40.28	285	52	106.73	2,977	311	
竹		林	1,944.33												
無		立 木 地	3,240.97												

単位 面積：ha 材積，成長量：m3

区	分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立 木 地	総 数	総 数	456.82	28,242	2,510	895.47	75,215	5,396	2,592.18	269,164	14,521	4,282.78	585,665	23,040	
		針	366.47	23,503	2,231	742.41	67,489	5,120	1,753.11	225,302	13,394	2,914.53	498,708	21,697	
		広	90.35	4,738	278	153.06	7,726	276	839.07	43,862	1,128	1,368.25	86,957	1,342	
	人 工 林	総 数	総 数	451.84	28,065	2,496	848.82	72,965	5,312	1,836.41	230,113	13,505	2,872.25	490,527	21,202
			針	366.47	23,503	2,231	742.41	67,489	5,120	1,749.64	225,004	13,375	2,804.71	485,462	21,127
			広	85.37	4,562	265	106.41	5,477	193	86.77	5,108	130	67.54	5,065	74
		育単 層 成林	総 数	448.68	27,867	2,478	845.87	72,663	5,292	1,746.18	222,053	13,023	2,700.00	465,463	20,010
			針	364.06	23,342	2,216	739.74	67,205	5,100	1,659.96	216,975	12,894	2,632.79	460,424	19,936
			広	84.62	4,525	262	106.13	5,458	192	86.22	5,078	129	67.21	5,039	74
		育複 層 成林	総 数	3.16	198	17	2.95	302	20	90.23	8,060	482	172.25	25,064	1,191
			針	2.41	162	15	2.67	284	19	89.68	8,030	481	171.92	25,038	1,191
			広	0.75	36	2	0.28	18	1	0.55	30	1	0.33	26	0
	天 然 林	総 数	総 数	4.98	177	14	46.65	2,250	83	755.77	39,051	1,017	1,410.53	95,138	1,838
			針							3.47	297	19	109.82	13,246	570
			広	4.98	177	14	46.65	2,250	83	752.30	38,754	998	1,300.71	81,892	1,268
		育単 層 成林	総 数							2.30	169	4	1.23	104	1
			針												
			広							2.30	169	4	1.23	104	1
		育複 層 成林	総 数										19.11	1,547	39
			針										3.22	474	23
			広										15.89	1,073	16
天 生 林		総 数	4.98	177	14	46.65	2,250	83	753.47	38,882	1,013	1,390.19	93,487	1,797	
		針							3.47	297	19	106.60	12,772	547	
		広	4.98	177	14	46.65	2,250	83	750.00	38,585	995	1,283.59	80,715	1,250	

単位 面積：ha 材積，成長量：m3

区	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立	総	総数	6,003.12	1,121,097	34,748	7,671.79	1,612,736	32,877	10,238.58	2,175,230	31,470	15,796.37	2,837,777	26,077		
		針	4,799.49	1,034,005	33,674	5,849.28	1,478,030	31,911	6,594.81	1,899,237	30,062	6,925.76	2,221,446	24,928		
		広	1,203.63	87,092	1,074	1,822.51	134,706	966	3,643.77	275,993	1,407	8,870.61	616,331	1,149		
	人	総	総数	4,878.72	1,040,579	33,742	5,865.52	1,479,177	31,916	6,587.99	1,897,309	30,014	6,924.71	2,218,954	24,880	
			針	4,798.17	1,033,790	33,668	5,847.65	1,477,835	31,907	6,580.80	1,896,784	30,012	6,899.46	2,217,131	24,878	
			広	80.55	6,789	74	17.87	1,342	9	7.19	526	2	25.25	1,824	3	
		工	育単層成林	総数	4,865.27	1,037,082	33,631	5,833.65	1,470,237	31,730	6,553.26	1,887,168	29,859	5,141.02	1,670,574	19,043
				針	4,784.72	1,030,293	33,557	5,816.23	1,468,933	31,721	6,546.12	1,886,646	29,856	5,115.77	1,668,751	19,040
				広	80.55	6,789	74	17.42	1,304	9	7.14	522	2	25.25	1,824	3
		木	育複層成林	総数	13.45	3,497	111	31.87	8,940	186	34.73	10,141	156	1,783.69	548,380	5,838
				針	13.45	3,497	111	31.42	8,902	186	34.68	10,138	156	1,783.69	548,380	5,838
				広				0.45	38	0	0.05	3	0			
	地	天	総	総数	1,124.40	80,518	1,006	1,806.27	133,559	961	3,650.59	277,921	1,456	8,871.66	618,823	1,197
				針	1.32	215	6	1.63	195	4	14.01	2,454	51	26.30	4,315	50
				広	1,123.08	80,303	999	1,804.64	133,364	957	3,636.58	275,467	1,405	8,845.36	614,508	1,147
然		育単層成林	総数	11.38	1,205	14	17.56	1,705	16	25.39	2,893	19	35.20	3,901	18	
			針													
			広	11.38	1,205	14	17.56	1,705	16	25.39	2,893	19	35.20	3,901	18	
林		育複層成林	総数	0.76	62	1	2.80	240	1	8.50	707	2	9.43	783	3	
			針													
			広	0.76	62	1	2.80	240	1	8.50	707	2	9.43	783	3	
天生		総	総数	1,112.26	79,251	991	1,785.91	131,614	944	3,616.70	274,321	1,434	8,827.03	614,140	1,175	
			針	1.32	215	6	1.63	195	4	14.01	2,454	51	26.30	4,315	50	
			広	1,110.94	79,036	985	1,784.28	131,419	940	3,602.69	271,867	1,384	8,800.73	609,824	1,125	

単位 面積：ha 材積，成長量：m3

区	分	1 2 齡 級			1 3 齡 級			1 4 齡 級			1 5 齡 級 以 上				
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
立 木 地	総 数	総 数	32,356.12	4,574,679	29,166	14,616.36	2,496,321	10,413	11,521.31	1,657,126	4,492	40,648.93	5,206,539	9,926	
		針	9,238.32	2,846,357	25,789	4,763.38	1,690,668	9,640	2,530.81	932,751	3,330	8,560.29	2,708,596	7,144	
		広	23,117.80	1,728,321	3,377	9,852.98	805,653	773	8,990.50	724,375	1,161	32,088.64	2,497,944	2,782	
	人 工 林	総 数	総 数	4,428.94	1,469,273	12,579	4,750.23	1,686,738	9,610	2,504.13	926,307	3,307	3,100.84	1,107,912	3,476
			針	4,405.51	1,467,325	12,576	4,719.63	1,684,245	9,606	2,485.75	924,810	3,305	3,079.40	1,105,986	3,473
			広	23.43	1,947	3	30.60	2,493	4	18.38	1,497	2	21.44	1,926	2
		育単 層 成林	総 数	3,766.43	1,283,764	10,814	4,703.14	1,668,748	9,491	2,474.65	915,871	3,274	2,484.73	917,971	2,956
			針	3,743.00	1,281,817	10,811	4,672.67	1,666,265	9,487	2,456.33	914,381	3,272	2,463.34	916,049	2,954
			広	23.43	1,947	3	30.47	2,483	4	18.32	1,490	2	21.39	1,922	2
		育複 層 成林	総 数	662.51	185,509	1,765	47.09	17,990	119	29.48	10,436	33	616.11	189,941	520
			針	662.51	185,509	1,765	46.96	17,980	119	29.42	10,429	33	616.06	189,937	520
			広				0.13	10		0.06	7		0.05	4	0
	天 然 林	総 数	総 数	27,927.18	3,105,406	16,587	9,866.13	809,583	803	9,017.18	730,819	1,185	37,548.09	4,098,627	6,450
			針	4,832.81	1,379,032	13,213	43.75	6,423	34	45.06	7,942	25	5,480.89	1,602,609	3,671
			広	23,094.37	1,726,374	3,374	9,822.38	803,160	769	8,972.12	722,878	1,160	32,067.20	2,496,018	2,780
		育単 層 成林	総 数	132.11	14,229	36	256.74	28,109	60	179.86	19,487	25	2,065.63	182,225	271
			針										0.77	234	1
			広	132.11	14,229	36	256.74	28,109	60	179.86	19,487	25	2,064.86	181,991	270
		育複 層 成林	総 数	505.89	52,721	241	16.54	1,464	1	10.60	846	1	589.99	63,442	76
			針	63.27	18,671	158							74.63	23,535	60
			広	442.62	34,050	83	16.54	1,464	1	10.60	846	1	515.36	39,907	17
		天 生 林	総 数	27,289.18	3,038,456	16,309	9,592.85	780,010	742	8,826.72	710,487	1,159	34,892.47	3,852,961	6,103
			針	4,769.54	1,360,361	13,055	43.75	6,423	34	45.06	7,942	25	5,405.49	1,578,841	3,610
			広	22,519.64	1,678,095	3,254	9,549.10	773,587	708	8,781.66	702,545	1,133	29,486.98	2,274,120	2,493

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m3

区分	総数	立 木 地												
		総 数			人 工 林									
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面積	142,266.09	137,439.79	50,316.50	87,123.29	41,172.91	40,495.76	677.15	37,871.86	37,199.67	672.19	3,301.05	3,296.09	4.96
	材積	20,451,799	20,451,799	13,835,832	6,615,967	11,094,646	11,054,945	39,700	10,193,510	10,154,042	39,468	901,136	900,903	233
	成長量	207,663	207,663	192,154	15,509	176,838	175,832	1,005	166,223	165,227	996	10,615	10,605	10
制限林	面積	40,918.72	39,988.70	16,096.56	23,892.14	12,178.43	11,898.20	280.23	10,724.67	10,444.74	279.93	1,453.76	1,453.46	0.30
	材積	5,911,711	5,911,711	4,198,524	1,713,187	3,148,093	3,132,132	15,961	2,747,851	2,731,891	15,959	400,242	400,241	1
	成長量	63,087	63,087	59,130	3,958	53,442	53,020	422	48,500	48,078	422	4,941	4,941	0
普通林	面積	101,347.37	97,451.09	34,219.94	63,231.15	28,994.48	28,597.56	396.92	27,147.19	26,754.93	392.26	1,847.29	1,842.63	4.66
	材積	14,540,088	14,540,088	9,637,308	4,902,780	7,946,553	7,922,813	23,740	7,445,659	7,422,151	23,508	500,894	500,662	231
	成長量	144,576	144,576	133,025	11,551	123,396	122,813	583	117,723	117,149	574	5,673	5,664	10

区分	総数	立 木 地											竹 林	無 立 木 地			
		天 然 林												総 数	伐採跡地	未立木地	
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹					広葉樹
総 数	面積	96,266.88	9,820.74	86,446.14	2,473.98	0.77	2,473.21	1,141.71	138.33	1,003.38	92,651.19	9,681.64	82,969.55	1,852.62	2,973.68	635.98	2,337.70
	材積	9,357,154	2,780,887	6,576,267	227,359	234	227,125	118,217	41,101	77,116	9,011,578	2,739,552	6,272,025	—	—	—	—
	成長量	30,826	16,322	14,503	509	1	508	377	236	141	29,940	16,085	13,855	—	—	—	—
制限林	面積	27,810.27	4,198.36	23,611.91	549.18	0.30	548.88	300.33	38.67	261.66	26,960.76	4,159.39	22,801.37	109.11	820.91	204.42	616.49
	材積	2,763,618	1,066,391	1,697,227	48,568	87	48,481	30,538	10,684	19,854	2,684,512	1,055,620	1,628,892	—	—	—	—
	成長量	9,645	6,110	3,535	172	0	172	88	46	42	9,385	6,064	3,322	—	—	—	—
普通林	面積	68,456.61	5,622.38	62,834.23	1,924.80	0.47	1,924.33	841.38	99.66	741.72	65,690.43	5,522.25	60,168.18	1,743.51	2,152.77	431.56	1,721.21
	材積	6,593,535	1,714,496	4,879,040	178,790	147	178,644	87,679	30,417	57,262	6,327,065	1,683,932	4,643,134	—	—	—	—
	成長量	21,180	10,212	10,968	337	0	337	289	190	98	20,555	10,022	10,533	—	—	—	—

1. 竹林の束数は不明、更新困難地は未立木地に含まれる。
2. 林政課資料による。

立 木 地

人 工 林			天 燃 林								
育 成 複 層 林			總 數			育 成 單 層 林			育 成 複 層 林		
總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹	總 數	針 葉 樹	広 葉 樹
3,652.19	3,647.22	4.97	102,236.60	10,566.91	91,669.69	2,757.96	0.77	2,757.19	1,172.94	142.34	1,030.60
1,011,588	1,011,355	233	9,996,462	3,016,957	6,979,505	254,959	234	254,725	122,015	42,716	79,299
43.43	43.38	0.05	8,519.90	603.70	7,916.20	142.61		142.61	0.21		0.21
2,902	2,898	3	616,446	107,983	508,463	10,884		10,884	15		15
32.65	32.60	0.05	6,847.56	456.53	6,391.03	81.92		81.92	0.21		0.21
1,822	1,818	3	483,167	76,942	406,225	5,966		5,966	15		15
			90.49	2.35	88.14	3.29		3.29			
			6,978	772	6,206	234		234			
10.78	10.78		1,581.85	144.82	1,437.03	57.40		57.40			
1,080	1,080		126,301	30,269	96,032	4,685		4,685			
42.81	42.81		4,492.48	1,067.66	3,424.82	55.15		55.15	33.17	2.61	30.56
7,386	7,386		435,957	206,582	229,376	3,533		3,533	2,621	510	2,111
415.53	415.53		12,568.93	1,714.76	10,854.17	146.43	0.37	146.06	665.77	74.16	591.61
88,859	88,859		1,383,889	497,132	886,757	12,548	107	12,441	66,671	21,374	45,297
76.57	76.57		4,183.73	305.58	3,878.15	51.84		51.84	95.64	9.47	86.17
18,182	18,182		408,703	79,473	329,230	4,674		4,674	9,940	2,491	7,450
148.17	148.17		3,764.36	944.19	2,820.17	35.64	0.32	35.32	121.24	31.57	89.67
29,291	29,291		515,758	289,796	225,962	2,818	93	2,724	16,971	9,832	7,139
190.79	190.79		4,620.84	464.99	4,155.85	58.95	0.05	58.90	448.89	33.12	415.77
41,385	41,385		459,429	127,863	331,565	5,057	14	5,042	39,760	9,052	30,708
35.85	35.83	0.02	11,431.99	1,622.37	9,809.62	87.71		87.71	1.01		1.01
6,008	6,008	1	932,704	311,792	620,913	5,814		5,814	67		67
35.24	35.22	0.02	10,595.22	1,493.19	9,102.03	85.08		85.08	0.95		0.95
5,901	5,901	1	868,749	286,620	582,129	5,672		5,672	64		64
0.61	0.61		471.87	108.73	363.14	0.22		0.22	0.06		0.06
107	107		41,325	22,049	19,276	12		12	3		3
			364.90	20.45	344.45	2.41		2.41			
			22,631	3,123	19,508	130		130			
1,115.08	1,114.26	0.82	31,448.63	3,181.26	28,267.37	916.13	0.22	915.91	239.73	48.33	191.40
273,707	273,652	54	3,284,005	1,140,173	2,143,831	84,831	55	84,776	31,281	16,839	14,442
495.99	495.70	0.29	13,757.49	1,650.87	12,106.62	581.60	0.22	581.38	6.84	0.44	6.40
116,399	116,387	12	1,513,691	598,391	915,299	55,642	55	55,586	655	136	519
103.59	103.51	0.08	2,159.54	193.02	1,966.52	106.18		106.18	1.20		1.20
24,108	24,104	4	239,373	55,915	183,458	10,765		10,765	104		104
233.17	233.17		5,150.72	464.89	4,685.83	43.38		43.38	7.21		7.21
56,810	56,810		503,985	187,584	316,401	2,957		2,957	445		445
193.40	193.40		4,991.08	483.40	4,507.68	34.43		34.43	156.27	31.22	125.05
51,661	51,661		510,834	172,023	338,811	2,700		2,700	20,449	11,043	9,405
88.93	88.48	0.45	5,389.80	389.08	5,000.72	150.54		150.54	68.21	16.67	51.54
24,728	24,690	38	516,122	126,260	389,862	12,767		12,767	9,627	5,660	3,968
1,845.65	1,841.81	3.84	25,966.82	1,219.71	24,747.11	1,377.53	0.18	1,377.35	72.03		72.03
610,079	609,905	175	2,591,043	477,313	2,113,730	134,921	71	134,850	6,650		6,650
1,037.22	1,037.04	0.18	12,850.53	702.75	12,147.78	799.53	0.18	799.35	43.32		43.32
365,972	365,959	14	1,365,072	289,871	1,075,202	84,576	71	84,505	4,167		4,167
194.59	192.11	2.48	2,757.45	143.77	2,613.68	146.63		146.63	10.69		10.69
56,247	56,125	121	284,075	55,467	228,608	13,164		13,164	884		884
169.10	168.76	0.34	3,216.74	22.38	3,194.36	203.88		203.88	9.19		9.19
55,199	55,183	17	262,649	10,331	252,317	16,799		16,799	810		810
217.79	217.79		4,943.03	276.45	4,666.58	131.20		131.20	4.70		4.70
63,500	63,500		468,557	93,393	375,165	10,651		10,651	400		400
226.95	226.11	0.84	2,199.07	74.36	2,124.71	96.29		96.29	4.13		4.13
69,160	69,137	23	210,691	28,252	182,439	9,731		9,731	389		389
0.86	0.62	0.24	2,617.88	455.93	2,161.95	13.22		13.22	0.49		0.49
65	65		259,839	106,270	153,569	984		984	25		25
0.49	0.49		718.26	163.08	555.18	0.67		0.67			
62	62		74,739	34,618	40,120	48		48			
0.37	0.13	0.24	1,644.87	281.71	1,363.16	9.91		9.91	0.49		0.49
3	3		165,377	68,886	96,491	735		735	25		25
			254.75	11.14	243.61	2.64		2.64			
			19,723	2,766	16,958	201		201			
			60.32	2.39	57.93	0.31		0.31			
			4,829	637	4,192	24		24			
6.69	6.69		355.81	114.25	241.56	2.12		2.12	0.91	0.53	0.38
1,070	1,070		41,634	25,578	16,057	151		151	160	134	27
146.29	146.29		4,773.84	584.88	4,188.96	16.75		16.75	159.62	16.71	142.91
21,512	21,512		446,114	143,497	302,617	1,269		1,269	14,523	3,859	10,664

単位 面積：ha 材積：m3

区分	立木地			竹林	無立木地		
	天然林				総数	伐採跡地	未立木地
	天然生林						
	総数	針葉樹	広葉樹				
総数	面積 98,305.70 材積 9,619,488	面積 10,423.80 材積 2,974,007	面積 87,881.90 材積 6,645,481	1,944.33	3,240.97	675.82	2,565.15
倉敷市	面積 8,377.08 材積 605,547	面積 603.70 材積 107,983	面積 7,773.38 材積 497,564	317.69	500.92	23.82	477.10
旧倉敷市	面積 6,765.43 材積 477,186	面積 456.53 材積 76,942	面積 6,308.90 材積 400,244	198.23	438.23	16.60	421.63
旧船穂町	面積 87.20 材積 6,745	面積 2.35 材積 772	面積 84.85 材積 5,972	8.44	6.69	1.06	5.63
旧真備町	面積 1,524.45 材積 121,617	面積 144.82 材積 30,269	面積 1,379.63 材積 91,348	111.02	56.00	6.16	49.84
笠岡市	面積 4,404.16 材積 429,803	面積 1,065.05 材積 206,072	面積 3,339.11 材積 223,731	90.53	225.23	4.41	220.82
井原市	面積 11,756.73 材積 1,304,670	面積 1,640.23 材積 475,650	面積 10,116.50 材積 829,020	351.25	401.06	101.40	299.66
旧井原市	面積 4,036.25 材積 394,089	面積 296.11 材積 76,983	面積 3,740.14 材積 317,106	100.23	81.86	20.76	61.10
旧美星町	面積 3,607.48 材積 495,969	面積 912.30 材積 279,871	面積 2,695.18 材積 216,098	52.17	226.00	47.33	178.67
旧芳井町	面積 4,113.00 材積 414,612	面積 431.82 材積 118,797	面積 3,681.18 材積 295,815	198.85	93.20	33.31	59.89
総社市	面積 11,343.27 材積 926,823	面積 1,622.37 材積 311,792	面積 9,720.90 材積 615,032	288.61	240.46	69.97	170.49
旧総社市	面積 10,509.19 材積 863,013	面積 1,493.19 材積 286,620	面積 9,016.00 材積 576,393	261.91	228.56	69.42	159.14
旧山手村	面積 471.59 材積 41,309	面積 108.73 材積 22,049	面積 362.86 材積 19,261	9.78	7.66	0.38	7.28
旧清音村	面積 362.49 材積 22,501	面積 20.45 材積 3,123	面積 342.04 材積 19,379	16.92	4.24	0.17	4.07
高梁市	面積 30,292.77 材積 3,167,893	面積 3,132.71 材積 1,123,278	面積 27,160.06 材積 2,044,614	500.57	508.08	119.55	388.53
旧高梁市	面積 13,169.05 材積 1,457,394	面積 1,650.21 材積 583,199	面積 11,518.84 材積 859,195	249.82	176.02	26.49	149.53
旧有漢町	面積 2,052.16 材積 228,503	面積 193.02 材積 55,915	面積 1,859.14 材積 172,588	35.03	60.33	13.27	47.06
旧成羽町	面積 5,100.13 材積 500,582	面積 464.89 材積 187,584	面積 4,635.24 材積 312,999	58.46	64.66	14.70	49.96
旧川上町	面積 4,800.38 材積 487,686	面積 452.18 材積 160,980	面積 4,348.20 材積 326,706	85.84	87.70	14.30	73.40
旧備中町	面積 5,171.05 材積 493,728	面積 372.41 材積 120,601	面積 4,798.64 材積 373,127	71.42	119.37	50.79	68.58
新見市	面積 24,517.26 材積 2,449,472	面積 1,219.53 材積 477,242	面積 23,297.73 材積 1,972,230	269.34	1,171.90	294.48	877.42
旧新見市	面積 12,007.68 材積 1,276,329	面積 702.57 材積 289,799	面積 11,305.11 材積 986,530	114.59	639.54	71.55	567.99
旧大佐町	面積 2,600.13 材積 270,027	面積 143.77 材積 55,467	面積 2,456.36 材積 214,561	20.83	144.98	11.42	133.56
旧神郷町	面積 3,003.67 材積 245,040	面積 22.38 材積 10,331	面積 2,981.29 材積 234,709	41.71	81.92	43.26	38.66
旧哲多町	面積 4,807.13 材積 457,505	面積 276.45 材積 93,393	面積 4,530.68 材積 364,113	40.20	239.47	123.13	116.34
旧哲西町	面積 2,098.65 材積 200,570	面積 74.36 材積 28,252	面積 2,024.29 材積 172,318	52.01	65.99	45.12	20.87
浅口市	面積 2,604.17 材積 258,830	面積 455.93 材積 106,270	面積 2,148.24 材積 152,560	55.73	63.46	21.69	41.77
旧金光町	面積 717.59 材積 74,691	面積 163.08 材積 34,618	面積 554.51 材積 40,073	24.15	11.73	1.59	10.14
旧鴨方町	面積 1,634.47 材積 164,617	面積 281.71 材積 68,886	面積 1,352.76 材積 95,731	29.60	49.82	20.10	29.72
旧寄島町	面積 252.11 材積 19,522	面積 11.14 材積 2,766	面積 240.97 材積 16,756	1.98	1.91		1.91
早島町	面積 60.01 材積 4,805	面積 2.39 材積 637	面積 57.62 材積 4,168	5.77	4.09	0.28	3.81
里庄町	面積 352.78 材積 41,324	面積 113.72 材積 25,444	面積 239.06 材積 15,880	4.08	10.86	0.42	10.44
矢掛町	面積 4,597.47 材積 430,321	面積 568.17 材積 139,638	面積 4,029.30 材積 290,683	60.76	114.91	39.80	75.11

(注) 林政課資料による
更新困難地は未立木地を含む

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m3

区分	総数	立 木 地												
		総 数			人 工 林									
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林						
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
総 数	面積	153,664.30	148,479.00	56,105.73	92,373.27	46,242.87	45,539.29	703.58	42,590.68	41,892.07	698.61	3,652.19	3,647.22	4.97
	材積	22,671,913	22,671,913	15,651,187	7,020,726	12,675,519	12,634,298	41,221	11,663,931	11,622,943	40,988	1,011,588	1,011,355	233
県有林	面積	762.75	714.72	542.69	172.03	532.86	531.32	1.54	516.82	515.28	1.54	16.04	16.04	
	材積	173,205	173,205	159,776	13,429	156,169	155,985	184	151,728	151,544	184	4,441	4,441	
市町村有林	面積	6,939.40	6,733.83	3,166.11	3,567.72	2,515.10	2,434.89	80.21	2,141.09	2,061.12	79.97	374.01	373.77	0.24
	材積	1,148,491	1,148,491	894,088	254,402	690,537	686,147	4,390	599,674	595,284	4,390	90,864	90,864	
財産区有林	面積	4,989.91	4,830.02	1,450.47	3,379.55	770.78	719.77	51.01	594.40	543.39	51.01	176.38	176.38	
	材積	535,503	535,503	313,230	222,273	127,226	123,997	3,229	98,120	94,891	3,229	29,106	29,106	
私有林	面積	140,972.24	136,200.43	50,946.46	85,253.97	42,424.13	41,853.31	570.82	39,338.37	38,772.28	566.09	3,085.76	3,081.03	4.73
	材積	20,814,714	20,814,714	14,284,092	6,530,622	11,701,587	11,668,169	33,418	10,814,410	10,781,225	33,184	887,177	886,944	233

区分	総数	立 木 地												竹 林	無 立 木 地		
		天 然 林													総 数	伐採跡地	未立木地 (更新困難地)
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹				
総 数	面積	102,236.13	10,566.44	91,669.69	2,757.96	0.77	2,757.19	1,172.94	142.34	1,030.60	98,305.23	10,423.33	87,881.90	1,944.33	3,240.97	675.82	2,565.15
	材積	9,996,395	3,016,889	6,979,505	254,959	234	254,725	122,015	42,716	79,299	9,619,420	2,973,939	6,645,481				
県有林	面積	181.86	11.37	170.49	3.99		3.99	3.45	1.66	1.79	174.42	9.71	164.71	6.31	41.72	5.31	36.41
	材積	17,036	3,792	13,245	339		339	1,035	829	206	15,662	2,963	12,699				
市町村有林	面積	4,218.73	731.22	3,487.51	55.21	0.05	55.16	58.53	8.85	49.68	4,104.99	722.32	3,382.67	26.93	178.64	47.10	131.54
	材積	457,953	207,941	250,012	4,364	14	4,350	6,798	2,581	4,217	446,791	205,346	241,445				
財産区有林	面積	4,059.24	730.70	3,328.54	7.36		7.36	53.97	12.66	41.31	3,997.91	718.04	3,279.87	6.59	153.30	48.61	104.69
	材積	408,277	189,233	219,044	559		559	6,495	3,413	3,083	401,222	185,820	215,402				
私有林	面積	93,776.30	9,093.15	84,683.15	2,691.40	0.72	2,690.68	1,056.99	119.17	937.82	90,027.91	8,973.26	81,054.65	1,904.50	2,867.31	574.80	2,292.51
	材積	9,113,128	2,615,923	6,497,204	249,696	220	249,477	107,686	35,893	71,793	8,755,745	2,579,811	6,175,935				

(注) 林政課資料による。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区分	保安林					保安施設地区	砂防指定地	自然公園									
	保水源かん林養	備土保砂流出林防	備土保砂崩壊林防	保その他林の	計			国立公園			国定公園			県立自然公園			計
								特別地域	普通地域	小計	特別地域	普通地域	小計	特別地域	普通地域	小計	
総数	22,745	17,625	107	1,083	41,560	6	390	1,226	556	1,782				3,413	19,200	22,613	24,395
倉敷市	776	1,930	9	82	2,797	0	76	575		575					278	278	853
笠岡市	92	1,491	3	191	1,777	0	3	604	545	1,149							1,149
井原市	772	2,140	10	74	2,996	1	2						202		202	202	202
総社市	475	5,292	1	18	5,786	2	0						163	1,451	1,614	1,614	1,614
高梁市	3,365	2,320	29	441	6,155	0	143						1,777	3,464	5,241	5,241	5,241
新見市	16,493	790	51	228	17,562	1	146						1,271	14,007	15,278	15,278	15,278
浅口市	359	945	3	5	1,312	1	2	47	11	58							58
早島町	2	34	1		37												
里庄町	25	215		1	241												
矢掛町	386	2,468		43	2,897	1	19										

単位 面積:ha

区分	鳥獣特別保護管理地区	都市緑地保全地域	都市計画地区	特別業種母樹林	文化財名勝天然記念物	岡山県自然保護地区	合計
総数	127		131		534	11	67,153
倉敷市			131		16		3,873
笠岡市					126		3,055
井原市					103	1	3,304
総社市					57		7,459
高梁市	35				57	2	11,633
新見市	37				92	8	33,123
浅口市							1,373
早島町							37
里庄町							241
矢掛町	55				83		3,055

(注)保安林面積は「岡山の保安林と林地開発規制」(令和2年3月)による。
自然公園面積は自然環境課調べ。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：m3

	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
総数	3,867,196	8,478,136	3,043,214	262,688	120,688	6,900,059
人工林	3,866,810	8,478,136	287,728	1,624	7,996	33,225
天然林	386		2,755,486	261,065	112,692	6,866,834

(7) 危険地等の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地	荒廃危険地	海岸砂地	せき悪林地
総数	53.02	7.39		172.40
市 町 村 別 内 訳	倉敷市	17.56		2.25
	旧倉敷市	17.05		
	旧船穂町	0.47		
	旧真備町	0.04		2.25
	笠岡市	4.06	6.53	
	井原市	0.48		
	旧井原市	0.16		
	旧美星町	0.32		
	旧芳井町			
	総社市	2.35		170.15
	旧総社市	1.90		170.15
	旧山手村	0.45		
	旧清音村			
	高梁市	16.06	0.70	
	旧高梁市	9.93	0.70	
	旧有漢町			
	旧成羽町	1.74		
	旧川上町	0.49		
	旧備中町	3.90		
	新見市	6.79	0.16	
	旧新見市	3.95		
	旧大佐町			
	旧神郷町			
	旧哲多町	0.32		
	旧哲西町	2.52	0.16	
	早島町			
	浅口市			
旧金光町				
旧鴨方町				
旧寄島町				
里庄町	0.07			
矢掛町	5.65			

(注) 荒廃地には崩壊地、はげ山、地すべり地を、荒廃危険地にははげ山移行地、崩壊危険地をそれぞれ含む。
林政課資料による。

(8) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		山火事			松くい虫			その他病虫害		
		H28	H29	H30	H29	H30	R元	H29	H30	R元
総 数		3.08	1.82	4.85	13.68	11.65	20.71	0.00	0.01	0.02
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	0.19		0.21	7.91	5.18	4.11			
	笠 岡 市	2.00	0.06	0.07	1.67	1.63	3.69			
	井 原 市	0.24	0.27	0.03	0.30	0.41	0.34			
	総 社 市	0.02	0.71	0.34	0.98	1.54	0.99			
	高 梁 市	0.10	0.29	1.99	1.05	1.12	3.55			
	新 見 市	0.27	0.24	0.98	0.05	0.06	0.06		0.01	0.02
	浅 口 市	0.18	0.02	0.48	0.49	0.44	0.31			
	早 島 町	0.00		0.70	0.17	0.11	0.08			
	里 庄 町	0.00		0.05	0.87	0.95	7.49			
	矢 掛 町	0.08	0.23		0.19	0.21	0.09			
県 民 局 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)	0.21	0.71	1.25	9.06	6.83	5.18	0.00	0.00	0.00
	備中県民局井笠地域	2.50	0.58	0.63	3.52	3.64	11.92	0.00	0.00	0.00
	備中県民局高梁地域	0.10	0.29	1.99	1.05	1.12	3.55	0.00	0.00	0.00
	備中県民局新見地域	0.27	0.24	0.98	0.05	0.06	0.06	0.00	0.01	0.02

- (注) 1 山火事は岡山県林野火災の状況と対策(令和元年12月)による。
 2 松くい虫、その他病虫害は、治山課調べ(平成29～令和元年度森林被害報告)。

(9) 防火線等の整備状況

市町村 (実施地域)	年 度	実 施 内 容	規 模
倉敷市	S55	防火管理道	W=2.9m L=820m
〃	S60	防火林造成	1.00ha
〃 (児 島)	H7	防火水槽 防火標識	1基 2基 100m ³ /基
〃 (児 島)	H8	山火事予防表示燈 防火水槽 防火標識	1基 1基 3基 100m ³ /基
〃 (黒尾・長良)	H9	山火事予防表示燈 防火水槽 防火標識	1基 1基 2基 40m ³ /基
〃	H10	ドラム缶式簡易防火水槽	10基
倉敷市	H16	防火水槽 防火標識	1基 1基 60m ³ /基
〃	H18	防火水槽 防火標識	1基 1基 60m ³ /基
笠岡市	S47	防火林造成	1.64ha
〃	S48	防火林造成	1.38ha
〃	S49	防火林造成	1.29ha
〃	S50	防火林造成	1.17ha
〃	S51	防火林造成	0.80ha
〃	S52	防火林造成	0.78ha
〃	S53	防火林造成	1.32ha
〃 (白石島)	S53	防火水槽	1基 20m ³ /基
〃	S54	防火林造成	1.60ha
〃	S61	防火管理道	W=2.9m L=502m
〃	H3	防火管理道	W=2.8m L=860m
〃 (神 島)	H5	防火水槽 防火標識	1基 1基 40m ³ /基
〃	H15	防火水槽 防火標識	1基 2基 40m ³ /基
笠岡市	H17	防火水槽 防火標識	1基 1基 40m ³ /基
井原市(旧井原市) (笹 賀)	S57	防火水槽	1基 29m ³ /基
井原市(旧芳井町) (東三原・宇戸川)	元	防火水槽 防火標識	2基 2基 60m ³ /基
井原市(旧芳井町) (下鴨・天神山・宇戸川)	H4	防火水槽 防火標識	3基 3基 20m ³ /基
井原市(旧芳井町) (宇戸川・花滝)	H6	防火水槽 防火標識	3基 3基 20m ³ /基
総社市	S50	防火林造成	1.30ha
〃	S52	防火林造成	0.92ha
〃	S53	防火林造成	0.63ha
〃	S55	防火林造成	1.40ha

市町村 (実施地域)	年 度	実 施 内 容	規 模
総社市	S56	防火林造成	0.68ha
〃	S57	防火林造成	0.97ha
〃	S59	防火管理道	W=2.0~2.9m L=540m
〃	S60	防火林造成	1.00ha
〃 (新 本)	S60	防火水槽 1基	40m ³ /基
〃	元	防火管理道	W=2.9m L=540m
〃 (奥 坂)	元	防火水槽 1基 防火標識 5基	60m ³ /基
〃 (種 井)	H2	防火水槽 2基 防火標識 3基	40m ³ /基
〃 (新 本)	H3	防火水槽 2基 防火標識 2基	40m ³ /基
〃 (見 延)	H4	防火水槽 2基 防火標識 2基	40m ³ /基
〃 (秦)	H5	防火水槽 2基 防火標識 2基	30m ³ /基
〃 (黒 尾)	H6	防火水槽 1基 防火標識 4基	60m ³ /基
〃	H10	ドラム缶式簡易防火水槽 6基	
〃	H11	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
〃	H12	防火水槽 1基 防火標識 1基	60m ³ /基
〃	H14	防火水槽 1基	60m ³ /基
総社市	H16	防火水槽 1基 防火標識 1基	60m ³ /基
金光町	S58	防火管理道	W=2.9m L=557m
鴨方町	S56	防火管理道	W=2.9m L=641m
〃 (益 坂)	H2	防火管理道 1路線 防火標識 1基	L=384m
寄島町 (東安倉)	H7	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
矢掛町	H10	ドラム缶式簡易防火水槽 17基 防火管理道 防火標識 1基	L=1,020m
矢掛町 (羽 無)	H3	防火水槽 2基 防火標識 2基	40m ³ /基

(注) 岡山県林野火災の状況と対策(令和元年12月)による。

3. 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸

区 分		総 数	1～ 3ha	3～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100ha 以上
総 数		12,106	6,821	2,300	1,614	891	259	145	53	23
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	929	690	145	52	23	10	2	4	3
	笠 岡 市	467	384	54	15	7	1	2	2	2
	井 原 市	1,547	1,029	294	143	55	17	6	2	1
	総 社 市	1,031	684	176	105	40	15	5	3	3
	高 梁 市	3,618	1,888	789	561	261	67	41	8	3
	新 見 市	3,695	1,503	735	696	489	146	86	30	10
	浅 口 市	259	222	25	7	4	1	0	0	0
	早 島 町	17	12	3	2	0	0	0	0	0
	里 庄 町	17	14	2	0	1	0	0	0	0
	矢 掛 町	526	395	77	33	11	2	3	4	1
県 民 局 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)	1,977	1,386	324	159	63	25	7	7	6
	備中県民局井笠地域	2,816	2,044	452	198	78	21	11	8	4
	備中県民局高梁地域	3,618	1,888	789	561	261	67	41	8	3
	備中県民局新見地域	3,695	1,503	735	696	489	146	86	30	10

(注) 2010年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数	10	24,171	2	1,801	8	22,370	
市 町 村 別 内 訳	倉敷市						
	笠岡市						
	井原市	(1) 1	(257) 257			(1) 1	(257) 257
	総社市	(2) 2	(233) 233			(2) 2	(233) 233
	高梁市	(6) 6	(2,712) 2,844	(1) 1	(80) 80	(5) 6	(2,632) 2,764
	新見市	(4) 5	(20,636) 20,642	(1) 1	(1,721) 1,721	(3) 4	(18,915) 18,921
	浅口市						
	早島町						
	里庄町						
	矢掛町	(1) 1	(195) 195			(1) 1	(195) 195

- (注) 1 人数欄は森林経営計画の認定森林所有者等の数
 2 人数欄の上段 () 書きは、該当市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数
 3 市町村別の面積欄は1の人数に対応する面積で、上段の () 書きは2に対応する面積
 4 総数欄の人数は市町村別内訳の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者等の数
 5 調査時点：令和2年4月1日
 6 国有林森林計画は未記載

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 千円、h a

市町村別	組合名	組合員数	専従 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森	総数	16,092	40	262,495	106,601	
林 組 合	井原市 井原市森林組合	2,762	4	29,078	7,236	
	矢掛町 備中南森林組合	1,328	7	36,439	11,302	
	高梁市 びほく森林組合	7,626	8	60,182	45,613	
	新見市 新見市森林組合	4,376	21	136,796	42,450	
生産 森 林 組 合	総数	106		77,000	257	
	井原市 五万原生産森林組合					
	新見市 田淵生産森林組合	29			96	
	新見市 大佐山生産森林組合	77		77,000	161	

(注) 1 平成30年度森林組合統計による。

2 市町村名及び森林組合名は、令和2年4月現在の市町村名を明記している。

イ 事業内容及び活動状況等

・森林組合

区分 組合名	作業班数 人	主要事業取扱高								主要事業取扱高							
		販売 千円	林産 千円	加工製造 千円	購買 千円	樹苗 千円	森林整備 千円	利用及び 福利厚生 千円	期末 貸付残高 千円	木材 m ³	乾しいたけ kg	生しいたけ kg	山行苗木 千本	樹苗 千本	肥料 kg	新植 ha	保育 ha
総数	78	343,784	119,095	0	41,054		580,145	180,739	35,953	28,308	1,630	0	142		1,190	39	722
井原市森林組合	5	6,269			3,863		31,355	14,112		110	89		7				71
備中南森林組合	17	2,399	232		8,820		228,745	151,271	30,137	38	87		1			4	145
びほく森林組合	16	12,168	21,418		8,422		163,749	11,170	752	626	475		10		180	20	152
新見市森林組合	40	322,948	97,445		19,949		156,296	4,186	5,064	27,534	979		124		1,010	15	354

(注) 平成30年度森林組合統計による。

・生産森林組合

区分 組合名	新植、保育及び種間伐面積 (ha)				立木		販売実績					
	新植	保育	間伐	主伐	数量		木材		きのこ類		その他	合計
					(m ³)	(千円)	(m ³)	(千円)	(m ³)	(千円)	(千円)	(千円)
総数	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	3,439	3,439
五万原生産森林組合												
田淵生産森林組合												
大佐山生産森林組合		5									3,439	3,439

(注) 平成30年度森林組合統計による。

(4) 林業事業体等の現況

単位 事業体

区分	林業作業の受託を行った経営体数 (経営体数)	素材生産を行った経営体数 (経営体数)	木材・竹材 卸売業 (商店数)	木材・木製品 製造業 (事務所数)	その他
総数	16	114	40	18	
市町 村 別 内 訳	倉敷市		21	8	
	笠岡市		5	4	
	井原市	1		1	1
	総社市			4	1
	高梁市	2	11	2	
	新見市	13	103	3	4
	浅口市			4	
	早島町				
	里庄町				
	矢掛町				
県 民 局 内 訳	備中県民局(地域事務所除く)		25	9	
	備中県民局井笠地域	1		10	5
	備中県民局高梁地域	2	11	2	
	備中県民局新見地域	13	103	3	4

(注) 1. 2015年農林業センサスによる。

2. 木材卸売業は平成26年商業統計調査結果表による。

3. 木材・木製品製造業は2019年工業統計調査結果表による。

4. 木材卸売業及び木材・木製品製造業の市町村別の統計がないため未記入。

(5) 林業労働力の概況

単位 人

区 分	総 数	男 性	女 性
平成 7 年	486	396	90
平成 12 年	378	317	61
平成 17 年	209	176	33
平成 27 年	372	318	54

(注) 平成27年国勢調査による。

(6) 林業機械化の概況

単位 台

機 種 名	総 数	森林組合	会 社	個 人	そ の 他
スキ ッ ダ					
プ ロ セ ッ サ	10	4	6		
ハ ー ベ ス タ	11	2	8	1	
フ ォ ワ ー ダ	15	6	8	1	
ス イ ン グ ヤ ー ダ	9	7	2		
そ の 他 高 性 能 林 業 機 械	29	7	19	3	
グ ラ ッ プ ル ソ ー	3	1	2		

(注) 平成30年度林業機械の保有状況調査による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³， 実行歩合：%

伐 採 立 木 材 積								
計 画			実 行			実行歩合		
主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
478	857	1,335	124	354	478	26%	41%	36%

(2) 間伐面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
11,095	5,413	49%

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,744	594	34%	1,065	211	20%	679	383	56%

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km， 箇所 実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	4	1	33%	35	15	43%

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	294	186	63%	10	5	50%
災 害 防 備 の た め の 保 安 林	253	127	50%	20	7	35%
保 健 ・ 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	65	0	0%	2	1	50%

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
該当なし	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所, 実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治 山 事 業 施 行 地 区 数	143	41	29%

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha, 実行歩合：%

施 業 区 分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	13	13	100%
	人工造林	13	13	100%
	天然更新	—	—	—
保 育		—	—	—
伐 採	総 数	155	135	87%
	主 伐	—	—	—
	間 伐	155	135	87%
その他		31	31	100%

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地及びその附 帯地	採石採土地	その他	合計
0.82	11.17	28.58	3.40	267.56	311.53

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
1.81	0.00	0.00	1.81